

要 望 内 容

回 答

分野別要求項目

一 福祉, 医療の充実を

◆介護保険制度の抜本的な改善, 高齢者福祉施策の充実を

46 介護保険制度について, 国に対し次のことを求めること。

- ・訪問介護, 福祉用具の利用制限などの「介護とりあげ」を行わないこと。
- ・介護報酬とは別枠で公費を投入し, 介護労働者の月4万円賃金引き上げをすみやかに実施すること。施設の人員配置基準の2対1への改善や, 介護労働者の正規雇用化など労働条件の抜本的改善にとりくむこと。
- ・ケアマネージャー1人あたりの受け持ち基準を見直し, 報酬を引き上げること。
- ・保険料の年金からの天引きをやめること。

- 訪問介護や福祉用具貸与等のサービスの利用に当たっては, それぞれの利用者の生活実態を勘案した個別のケアマネジメントの下, 適切にサービス提供できているものと認識しております。
- 介護労働者の処遇改善については, 現在, 実施されている介護職員処遇改善交付金制度が終了する平成23年度以降も, 継続して処遇改善に取り組んでいく方針を前厚生労働大臣が示されていることから, その具体的方策については, 今後の国の動向を注視するとともに, 必要に応じて, 国に対して要望して参ります。
- 介護支援専門員の担当件数については, 40件以上となる場合に全ての件数に逓減制が適用されていましたが, 平成21年4月の介護報酬改定により, 介護事業所の経営改善を図る観点から, 超過部分にのみ適用されることに改められ, また, 居宅介護支援業務に係る各種加算が新たに創設されたところです。
本市としては, 今後とも介護支援専門員が期待される役割を十分果たせるよう, 働きやすい環境整備の構築を国に対して要望して参ります。
- 年金からの特別徴収は, 保険料納付手続きの簡素化, 未納発生による自己の加入する保険財政の不安定化の防止, 負担の公平性の確保等の被保険者にとってのメリットに加え, 保険者にとっても, 保険料徴収の確実性・効率性等の面で有意義なものです。一定額を下回る年金からは特別徴収を行わないことにより, 低所得の方への配慮も行っており, 特別徴収制度は制度の安定運営のためには不可欠なものであると認識しております。

(次ページに続く)

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	4 6
要 望 内 容	回 答		
<ul style="list-style-type: none"> 施設等での居住費や食費などを保険給付の対象に戻すこと。軽減措置を大幅に拡充すること。 	<p>○ 在宅生活の方との公平性を保つために、施設入所者には居住費・食費の負担をお願いする必要があると考えております。低所得者に対しては、居住費・食費の負担額に上限額が設定されております。更なる軽減措置の拡充については、国の責任において、全国一律の考え方に基づき適切な措置が取られるべきであり、必要に応じて国に対して要望して参ります。</p>		

要 望 内 容

回 答

47 介護保険制度について、以下の項目について独自に改善をはかること。

- ・保険料・利用料の負担を軽減すること。当面、減免制度の大幅拡充をはかること。
- ・施設等での居住費や食費など利用者負担に対し、軽減措置をさらに拡充すること。
- ・介護サービスの質を守り、施設の安定運営と介護職員の労働条件を改善させるため、京都市独自の責任と役割を果たすこと。
- ・地域包括支援センターへの委託金の増額、体制の整備をはかること。事務職員人件費を継続・拡充すること。福祉事務所ケースワーカー・保健センター保健師との相互連携を強めること。

- 介護保険制度は全国一律の制度であり、保険料の負担軽減の拡充については、基本的には国の責任において、全国一律の考え方にに基づき適切な措置が取られるべきであると考えております。
本市における第1号被保険者の保険料については、第4期から、9段階（実質10段階）の多段階化を図っており、また、本市独自の保険料減額制度の対象範囲を拡大しております。
- 利用料についても、基本的には国の責任において、全国一律の考え方にに基づき適切な措置が取られるべきであると考えており、施設等における居住費や食費などの利用者負担についても、必要な措置が図られるべきであると考えております。
- 介護保険施設については、基本的に介護報酬により運営されるべきものであることから、既に実施している民間社会福祉施設援護費以外の支援については検討しておりません。なお、軽費老人ホーム等については、引き続き必要な支援を行って参りたいと考えております。
- 地域包括支援センターの運営については適切な法人に委託しており、担当圏域内の高齢者人口及び単身高齢者世帯数に応じた職員体制に見合った基本委託料のほか、介護予防普及啓発に係る委託料及び二次予防事業対象者に係る介護予防ケアプラン件数に応じた委託料を支払っております。これらの委託料については年々拡充してきており、他都市と比較しても遜色ないものと考えております。
- また、国の経済危機対策（平成23年度末終了）を活用して平成21年度から配置している事務職員については、国の定める要領の範囲内で適切に取り組んで参ります。

（次ページに続く）

要 望 内 容

回 答

- ・車イスや特殊寝台など軽度認定者への福祉用具を貸与する助成制度を創設すること。
- ・昼間独居の生活援助や医療機関への通院・院内介助等の利用条件を緩和し、ケアマネージャーが必要と認められた介護は保障すること。
- ・特別養護老人ホーム入所待機者の実数と実態を把握し、待機者解消のために介護基盤の整備をはかること。生活保護受給者、低所得者が新型特別養護老人ホームに入所できるようにすること。

- 福祉事務所、保健所との連携については、各区・支所単位で実施している「地域包括支援センター運営協議会」及び「地域包括支援センター運営会議」等での協議を通じて、より密接な連携に努めて参ります。
- 軽度認定者であっても、真に必要とされている方には福祉用具の貸与サービスが提供されているものと認識しております。その他の方に対象を拡げるためには、市町村特別給付として実施する必要がありますが、第1号被保険者の保険料で賄うこととなり、実現は困難です。
- 生活援助や通院・院内介助等のサービス提供の可否は、それぞれの利用者の生活実態や心身の状況等を勘案した個別のケアマネジメントの下、居宅サービス計画に基づき、適切にサービス提供できているものと認識しております。
- 本市では、「第4期京都市民長寿すこやかプラン」に定める特別養護老人ホーム整備計画策定の基礎資料として、特別養護老人ホーム入所必要者数の推計値を算出しており、平成21年度に厚生労働省が行った実数調査と比較しても大きな差は生じておりません。今後とも、本整備計画に基づき、基盤整備の着実な推進に努めて参ります。
- 平成22年度においては、高齢者の生活実態及び意識等に関する動向を把握し、平成23年度に予定している「第5期京都市民長寿すこやかプラン」策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施することとしており、同調査から入所必要者数についても推計して参ります。
- 低所得の方に対する介護サービスの利用者負担の軽減については、国の定める基準に沿って実施しております。低所得の方に対する支援については、基本的には国の責任において適切な措置が取られるべきものであり、引き続き、国に対して要望して参ります。

(次ページに続く)

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	4 7
要 望 内 容	回 答		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 養護老人ホームを増設すること。 ・ 小規模多機能型居宅介護をはじめ、地域密着型サービスを計画的に整備・拡充し、財政支援を強めること。 	<p>○ 養護老人ホームへの入所が必要な方については、市内施設への入所措置はもとより、必要に応じて市外施設への入所措置も行うことができおり、現在、市内養護老人ホームの必要数については充足していると考えております。</p> <p>○ 小規模多機能型居宅介護をはじめとする地域密着型サービス事業所については、第4期京都市民長寿すこやかプランに基づき、引き続き計画的に整備して参ります。</p> <p>○ また、介護基盤整備のため設置された京都府基金を活用し、施設整備等の助成に努めて参ります。</p> <p>(平成23年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センター運営事業 874,988千円 ・ 地域包括支援センター運営事業（二次予防事業対象者把握） 235,400千円 ・ 地域包括支援センター運営協議会等事業 10,635千円 ・ 地域包括支援センター地域連携支援事業 52,800千円 ・ 認知症グループホーム「龍池（仮）」整備助成 46,200千円【新規】 ・ 認知症グループホーム「二条城北（仮）」開設準備経費助成 16,200千円【新規】 ・ 認知症グループホーム「壬生（仮）」開設準備経費助成 10,800千円【新規】 		

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	4 8										
要 望 内 容	回 答												
<p>48 高齢者いきいき銭湯助成事業を復活させること。配食サービスの対象に昼間独居世帯を戻すこと。すこやかホームヘルプサービスや入浴サービスなど、介護保険外の高齢者福祉施策を継続し、充実させること。</p>	<p>○ 高齢者いきいき銭湯助成事業については、介護保険制度開始後、デイサービス事業を行う施設が年々増加しており、高齢者の身近な地域で入浴サービスが利用しやすくなっていることから平成15年度末で廃止したものであり、当事業の役割は終えたものと考えております。</p> <p>○ 配食サービス事業については、栄養バランスのとれた食事を提供し、安否確認を行うことを目的としている事業であるため、これまでどおり、要支援・要介護認定を受けた高齢者世帯又は身体状況等により買物及び調理ができない方が同居者である世帯等を対象として、事業を実施して参ります。</p> <p>○ 介護保険以外の高齢者福祉施策については、高齢者が住みなれた地域で可能な限り在宅生活を継続できるよう、生活支援や介護予防につながるサービスの提供など、引き続き充実に努めて参ります。</p> <p>(平成23年度予算額)</p> <table> <tr> <td>・入浴サービス助成事業</td> <td>8, 066千円</td> </tr> <tr> <td>・配食サービス事業</td> <td>151, 731千円</td> </tr> <tr> <td>・配食サービス事業(60～64歳)</td> <td>1, 689千円</td> </tr> <tr> <td>・すこやか生活支援介護予防事業</td> <td>16, 726千円</td> </tr> <tr> <td>・すこやか生活支援介護予防事業(60～64歳)</td> <td>2, 975千円</td> </tr> </table>			・入浴サービス助成事業	8, 066千円	・配食サービス事業	151, 731千円	・配食サービス事業(60～64歳)	1, 689千円	・すこやか生活支援介護予防事業	16, 726千円	・すこやか生活支援介護予防事業(60～64歳)	2, 975千円
・入浴サービス助成事業	8, 066千円												
・配食サービス事業	151, 731千円												
・配食サービス事業(60～64歳)	1, 689千円												
・すこやか生活支援介護予防事業	16, 726千円												
・すこやか生活支援介護予防事業(60～64歳)	2, 975千円												

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	4 9
要 望 内 容	回 答		
<p>49 年金受給資格を10年へ短縮し，最低保障年金制度の創設で無年金の解消・低年金の底上げをはかるよう国に求めること。消えた年金問題の早期解決を国に求めること。</p>	<p>○ 最低保障年金制度の創設については，国に対して，本市を含む全国都市国民年金協議会でその要望を行っているところです。今後，年金制度全般にわたり見直しが行われていくことから，その動向について注視して参りたいと考えております。</p> <p>○ 年金記録問題については，現政権で「国家プロジェクト」として2年間集中的に取り組むこととされております。本市としても，国と連携して，年金記録問題の解決に向けて取り組んでおります。</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成22年7月 大都市民生主管局長会議の「平成23年度 社会福祉関係予算に関する提案」により要望 平成22年7月 政令指定都市国保・年金主管部課長会議の「国民年金に関する要望書」により要望</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	5 0
要 望 内 容	回 答		
50 高齢者に就労の機会を保障すること。	<p>○ 高齢者がこれまで家庭，地域，職場の各分野で長年にわたり培ってきた知識，経験や技術等を十分に生かせるよう，自らの希望や能力に応じて，臨時的・短期的な就業機会を提供している社団法人京都市シルバー人材センターに対する支援を行っており，今後も更なる事業拡大に向けた支援を続けて参ります。</p> <p>(平成 2 3 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センター運営補助等 7 4, 4 8 1 千円 		

要 望 内 容

回 答

51 老人クラブへの助成金を増額すること。単位老人クラブの事業に対するいっそうの支援を行うこと。高齢者の生きがい対策を強めること。老人クラブハウス、老人園芸ひろば等実情にあわせて箇所数を増やすこと。

○ 単位老人クラブへの助成金については、国において平成21年6月15日付で「老人クラブ活動等事業実施要綱」が改正され、従来50人以上であった単位老人クラブの構成人員数が30人以上に引き下げられました。

○ 本市においても改正の趣旨を踏まえ、平成22年度から、これまで一律であった補助額を会員数の規模に応じ、少人数クラブへの助成を新設し、併せて、大人数クラブへの助成を充実したところであり、引き続き、単位老人クラブへの支援を行って参ります。

21年度		22年度～	
50人以上	3,880円/月	30～49人	1,940円/月
		50～79人	3,880円/月
		80人以上	5,820円/月

○ 老人クラブハウスについては、団塊の世代が高齢期に差しかかり、生きがいのある生活や社会参加を望む元気な高齢者の増加と活動形態の多様化に伴う高齢者の身近な活動の場の確保の必要性がますます高まっていくことから、今後とも老人クラブハウスの増設に向けた支援に努めて参ります。

○ 園芸ひろばについては、民営による貸農園が増加し、また、平成23年度には市営市民農園の開設を予定する等、老人園芸ひろば以外においても高齢者が農作業に親しめる環境が整ってきており、老人園芸ひろばの拡充の予定はございません。

(平成23年度予算額)

- ・老人クラブ助成事業等 82,163千円
- ・老人クラブハウス助成事業 7,180千円

要 望 内 容

回 答

52 敬老乗車証は無料で交付すること。全ての地域で共通化すること。

- 現在の本市の厳しい財政状況及び急速な高齢化に伴い事業費が増加する中で、最大限の努力をして制度の維持を図っているところであり、負担金を無料に戻すことは極めて困難です。
- 敬老乗車証については、低成長、少子高齢化時代においても持続可能となるよう、対象者や負担のあり方、民営バス地域の拡大等、総合的な制度の見直しについて引き続き検討して参ります。

(平成 2 3 年度 予算額)

		予算額 (千円)
歳出		4, 7 4 6, 1 7 0
内 訳	交通局繰出金	3, 8 4 4, 0 0 0
	撤退地域	6 8 1, 0 4 1
	民バス	1 5 0, 4 2 9
	京北地域	1, 0 4 0
	証更新事務費	6 9, 6 6 0
歳入 (負担金)		5 9 2, 5 4 0

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	5 3
要 望 内 容	回 答		
<p>◆福祉・子育て支援の充実を</p> <p>53 障害者施設・事業者が安定的に運営できるように報酬単価の抜本的な見直しと収入減につながる日割り計算方式の撤回を国に求めること。</p>	<p>○ 施設の運営安定化のための措置については、これまでから他都市とも連携し、国に対して要望を行ってきたところであり、平成 2 1 年 4 月に報酬改定が実施されております。</p> <p>今後も国に対して、報酬単価改定の状況を把握し、引き続き良質な人材の確保を含め事業者の経営実態に見合う報酬水準とするよう要望して参ります。</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	5 4
要 望 内 容	回 答		
54 障害者地域生活支援センターは、各行政区に設置し、相談や支援体制を強めること。	<p>○ 障害のある方の相談については、公的施策の利用に係るものだけでなく、日常生活を営むうえで生じる様々な相談にも応じることができるよう、障害者地域生活支援センターを地域の身近な相談機関として、市内に15箇所設置し、運営しております。</p> <p>平成20年度から、市内の5圏域ごとに障害者地域生活支援センターを事務局に、福祉事務所、保健センター及びサービス提供を行う事業所で構成する障害者地域自立支援協議会を設置し、各地域のネットワーク構築に取り組んでおります。また、市域を総括する京都市障害者自立支援協議会を設置し、行政区を超えた支援体制の強化を図っております。</p> <p>(平成23年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者地域生活支援センター運営事業 381,141千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 障害者地域生活支援センターの設置運営 <ul style="list-style-type: none"> ・市内に15箇所設置（市内5圏域に分け、1圏域ごとに3箇所） ・身体・知的・精神の3障害対応 5箇所、身体・知的の2障害対応 5箇所、精神障害のみ対応 5箇所 2 障害者自立支援協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会…毎月、運営会議を実施。必要に応じて支援会議や全体会議を開催 ・市協議会…第1回（平成21年1月開催）、第2回（平成21年9月開催）、第3回（平成22年12月開催） 		

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	5 5
要 望 内 容	回 答		
55 障害者へのサービス低下を引き起こさないよう応益負担方式をやめ、施設・事業者への直接支援を強めること。障害児通園施設、児童デイサービスへの支援をさらに強めること。	<p>○ 平成 2 2 年 1 2 月に障害者自立支援法が一部改正され、利用者負担については、原則として、家計の負担能力に応じたものとされ、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行されることになっております。本市独自の利用者負担軽減策等である「新京都方式」につきましては、引き続き実施して参ります。</p> <p>○ 親子通園を実施している障害児通園施設等の療育水準の向上を図るため、平成 2 1 年度に充実した運営補助について、取組を継続して参ります。</p> <p>(平成 2 3 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児・者福祉サービス利用支援策「新京都方式」の継続 2 6 2, 9 8 6 千円 <内訳>利用者負担の軽減 2 0 9, 5 0 9 千円 <ul style="list-style-type: none"> グループホーム・ケアホーム運営安定化事業 3, 9 7 7 千円 就労支援等新体系移行支援事業 4 9, 5 0 0 千円 ・ 障害児通園（児童デイサービス等）事業運営補助 5 3, 6 8 9 千円 		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	5 6
要 望 内 容	回 答		
56 精神障害者の社会復帰・家庭復帰支援事業の取り組みを強化すること。	<p>○ 本市では、精神障害のある方の社会復帰を支援するため、こころの健康増進センターにおいて、精神科病院への長期（1年以上）入院患者を対象とした精神障害者退院促進支援事業をはじめ、就労準備デイ・ケア及び精神障害者社会適応訓練事業等を実施しております。今後も当該事業等の周知を図り、利用者及び協力事業所の増加を図るなど、精神障害のある方の支援に努めて参ります。</p> <p>（平成 2 3 年度 予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者地域移行支援事業（旧 精神障害者退院促進支援事業）9, 5 0 0 千円 ・就労準備デイ・ケア事業8, 2 6 4 千円 ・精神障害者社会適応訓練事業8, 4 4 0 千円 <p>（経過・これまでの取組等）</p> <p>平成 9 年度 こころの健康増進センターを開設</p> <p>平成 1 7 年度 精神障害者退院促進支援事業を試行実施(平成 1 8 年度本格実施)</p> <p>平成 1 8 年度 従来の精神科デイ・ケアを就労準備デイ・ケアへ移行</p> <p>平成 1 9 年度 精神障害者退院促進支援事業の実施主体が京都府へ移管される ※平成 2 3 年度から国の要綱改正により実施主体を本市へ再移管する（精神障害者地域移行支援事業）</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	57
要 望 内 容	回 答		
57 JR料金の割引, 重度心身障害者医療費助成制度, 重度障害老人健康管理費支給制度について精神障害者も対象とすること。	<p>○ JR料金の割引等運賃割引については, 現在身体障害者, 知的障害者が割引の対象となっており, 精神障害者については対象となっておりません。今後とも精神障害者についても対象となるよう積極的に働きかけて参ります。</p> <p>○ 精神障害者を重度心身障害者医療費助成制度及び重度障害老人健康管理費支給制度の対象とすることについては, 本市の厳しい財政状況において, 本市単独で対象者を拡大するのは極めて困難な状況です。</p> <p>(平成 2 3 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重度心身障害者医療費助成制度 2, 0 1 0, 0 8 5 千円 ・ 重度障害老人健康管理費支給制度 1, 4 9 3, 9 4 8 千円 		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	58
要 望 内 容	回 答		
58 福祉タクシーの助成料金は、一枚で初乗り料金を確保できるよう改善し、福祉乗車証と併用できるようにすること。	<p>○ 本事業については、これまで、交付対象者の拡大や制度を安定的持続的に運営するための見直しを行ってきており、助成額の増額や福祉乗車証との併用については、財政負担増を伴うため困難であると考えておりますが、利用状況等を注視しつつ、よりよい制度運用ができるよう努めて参ります。</p> <p>(平成 2 3 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重度障害者タクシー料金助成事業 205,530千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 2 年 1 0 月 交付対象者拡大 (精神障害保健福祉手帳 1 級) 助成額の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用券 1 枚当たり小型基本料金相当額→500円 ・ 利用券 1 乗車 1 枚使用→最大 2 枚まで使用可 		

平成 2 3 年度予算要望に対する回答		NO.	5 9
要 望 内 容	回 答		
59 共同作業所及び小規模授産施設の運営費，施設整備費をさらに増額すること。障害者自立支援法に基づき新サービスへ移行しない作業所についても，市補助金の削減をおこなわないこと。	<p>○ 地域活動支援センター（共同作業所）及び小規模通所授産施設については，地域における身近な福祉的就労の場として大きな役割を担っていただいております。小規模通所授産施設については，障害者自立支援法の経過措置で認められた新体系事業所への移行期限である平成 2 3 年度末までは，引き続き補助を継続して参ります。</p> <p>○ また，地域活動支援センター（共同作業所）については，将来にわたって安定的で質の高いサービスが提供できる新体系事業所へ移行していただくのが基本であり，移行に向けた支援を積極的に行って参ります。</p> <p>なお，本市の厳しい財政状況の下，運営費及び新体系事業所への移行に係る整備助成の増額は困難です。</p> <p>（平成 2 3 年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センター等運営助成事業（身体・知的） <li style="padding-left: 20px;">【心身障害者通所援護事業】 2 4 0， 4 9 3 千円 ・地域活動支援センター等運営助成事業（精神） <li style="padding-left: 20px;">【精神障害者通所訓練事業】 3 3 0， 1 0 9 千円 ・就労支援等新体系移行支援事業 4 9， 5 0 0 千円 <p>（経過・これまでの取組等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和 5 3 年 京都市心身障害者通所援護事業の開始 昭和 6 0 年 京都市精神障害者通所訓練事業の開始 平成 1 9 年 京都市就労支援等新体系移行支援事業の開始 		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	60
要 望 内 容	回 答		
60 醍醐和光寮の法人への移行にあたっては、利用者の処遇の後退がないよう万全を期すこと。	<p>○ 旧醍醐和光寮については、平成 2 2 年 4 月に、社会福祉法人南山城学園に運営を移行し、現在は、法人職員が主体となって利用者支援を行っております。</p> <p>なお、運営移行にあたっては、利用者一人一人の状況に応じたきめ細やかな引継ぎを行うため、平成 2 1 年度途中から引継を開始するとともに、運営移行後 1 年間は、本市職員を引き続き配置するなど、万全の体制を致しております。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 1 9 年 1 0 月 「醍醐和光寮再整備基本構想」の策定</p> <p>平成 2 0 年 4 月 再整備事業実施法人を(福)南山城学園に決定</p> <p>平成 2 1 年 7 月 本市と南山城学園が現和光寮利用者の引継ぎに係る協議を開始</p> <p>平成 2 1 年 8 月 醍醐和光寮建替え工事着工</p> <p>平成 2 2 年 4 月 南山城学園に運営を移行</p> <p>平成 2 2 年 6 月 一部開所</p> <p>平成 2 3 年 5 月 全面開所予定</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	6 1
要 望 内 容	回 答		
61 保育料を値下げすること。第三子以降は保育料を無条件で無料にすること。減免制度を拡充・周知すること。	<p>○ 本市の保育所保育料については、これまでから国の徴収基準を大幅に下回る設定を行い、保護者の負担を軽減しております。現在の保育料は、現行の保育水準を維持していくためにも必要最低限のものと考えており、第三子以降の保育料の無条件での無料化をはじめ、これ以上の保育料の引き下げについては、厳しい財政状況において困難です。</p> <p>(平成 2 3 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市基準保育料 5, 4 0 1, 5 4 8 千円 ・保育所運営費 2 3, 2 5 7, 6 9 8 千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 0 年 7 月 保育所同時入所 3 人目以降保育料無料化 (平成 2 0 年 4 月 遡及)</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	6 2
要 望 内 容	回 答		
62 定員外入所に頼らず保育所待機児を早期に解消するため、市所有の土地・建物なども活用し、必要な地域に保育所を新設・増設すること。	<p>○ 平成 2 4 年度当初の保育所入所待機児童「0」（ゼロ）を目指し、平成 2 3 年度予算においては、右京区において 1 箇所の新設、中京区、山科区、下京区及び南区において計 4 箇所の既存保育所の増改築、右京区において 1 箇所の分園新設を行います（南区の 1 箇所は移転）。</p> <p>今後とも、地域ごとの保育需要を的確に把握し、待機児童の解消に取り組んで参ります。</p> <p>（平成 2 3 年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 2 みつばち保育園（仮称）新設（定員 9 0 人） 1 2 5, 0 0 0 千円【新規】 ・京都市御池保育所改修及び定員増（6 0 人分） 7 0, 0 0 0 千円【新規】 ・大宅保育園老朽改築及び定員増（2 0 人分） 2 9 0, 0 0 0 千円【新規】 ・大谷保育園増築及び定員増（2 0 人分） 3 1, 0 0 0 千円【新規】 ・久世西保育園移転及び定員増（3 0 人分） 1 7 2, 0 0 0 千円【新規】 ・太秦保育園分園新設（2 0 人分） 1 3, 0 0 0 千円【新規】 		

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	6 3
要 望 内 容	回 答		
63 児童福祉法に定める「保育に欠ける」子どもすべてが保育所に入所できるようにすること。	<p>○ 保育所の入所要件については、これまでから保護者が就労・就学している場合をはじめ、母親の出産、保護者の疾病、保護者が同居の親族の介護、保護者が就労するために求職活動等、保育に欠ける児童について幅広く認め、受入れを行っております。</p> <p>また、平成 2 3 年度予算においては、新たに 1 箇所の新設、4 箇所の増改築、1 箇所の分園新設を行うこととしており、保育の必要な児童の受入れを進めて参ります。</p> <p>(平成 2 3 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所運営費 2 3, 2 5 7, 6 9 8 千円 		

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	6 4
要 望 内 容	回 答		
64 民間保育園の一時保育，特例保育，延長保育の補助基準を実態に合わせ大幅に引き上げること。	<p>○ 民営保育園の延長保育や一時保育等の補助基準を大幅に引き上げることについては，本市の財政状況を踏まえると，困難です。</p> <p>(平成 2 3 年度 予算 額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延長保育事業 5 6 1, 7 2 3 千円【充実】 ・一時保育事業 1 4 0, 0 7 7 千円【充実】 		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	6 5
要 望 内 容	回 答		
65 保育所給食の外部委託化はしないこと。	<p>○ 給食調理業務の委託の可否については、民営保育園における実施体制などを考慮してそれぞれの保育所が独自に判断されるものと考えておりますが、本市としては、今後とも、成長期の乳幼児にとって、安全・衛生面や栄養面など給食の質を確保し、児童の発育段階や健康状態に応じた配慮等がなされるよう、各保育所の主体性を踏まえ、適切な指導を行って参ります。</p>		

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	6 6
要 望 内 容	回 答		
66 障害児保育については現場の意見を尊重し、職員加配を拡充すること。被虐待児など支援を要する児童についても職員加配補助の対象とすること。	<p>○ 障害児統合保育対策費の認定においては、客観的に障害児と認められる児童について、平成 2 1 年度から新たに重度障害児に対する 1 : 1 加配を新設しております。</p> <p>なお、被虐待児を補助対象とすることについては、現時点では困難と考えております。</p> <p>(平成 2 3 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児保育対策単費加算 4 4 6 , 3 4 5 千円 ・ 保育園連盟事業助成 1 4 , 0 8 2 千円 (障害児関連部分) ・ 障害児保育対策嘱託医報酬 1 , 5 9 1 千円 		

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	6 7
要 望 内 容	回 答		
<p>67 親の労働実態に応じて夜間・休日・病後児保育などの充実をはかるとともに職員へのしわ寄せにならないよう、体制の裏付けもあわせてすすめること。特別保育実施保育園にとどまらず、子育て支援ステーションにおいても主任保育士のフリー化をすすめること。</p>	<p>○ 夜間保育については、政令指定都市の中で最も多い7箇所、病後児保育については、5箇所で開催しております。また、平成23年度予算において、休日保育については、1箇所で開催し、病児保育についても1箇所で開催して参ります。</p> <p>今後とも、児童処遇の向上や保育所の運営の安定化に努めながら、多様な保育ニーズに応じて参ります。</p> <p>○ 主任保育士のフリー化については、対象保育所数について拡大を図っているところです（平成22年7月現在161箇所）。主任保育士のフリー化の要件の拡大については、現在の本市の財政状況を踏まえると困難です。</p> <p>（平成23年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日保育事業 11,364千円【充実】 ・病児病後児保育事業 29,409千円【新規】*病児保育部分が新規予算 ・夜間保育事業 302,555千円 		

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	6 8
要 望 内 容	回 答		
68 民間社会福祉施設耐震診断助成の補助率を上げ、改修が必要な施設に対しては市が責任を持って改修を行うこと。	<p>○ 民間社会福祉施設耐震診断助成の補助率については、国の要綱に基づき、国、保本市、事業者ともに1/3ずつの負担で実施しており、本市単独で補助率を上げることは困難です。また、耐震改修が必要な施設については、国補助を活用し、保育所を中心に改修経費の補助を行って参りましたが、平成21年6月に「京都府社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金」が創設され、障害関係施設、児童養護施設等についても補助対象となったことを踏まえ、京都府及び各施設と調整のうえ、適宜対応して参ります。</p> <p>(平成23年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間社会福祉施設耐震診断助成事業 12,000千円 ・白川学園耐震改修 21,500千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年 民間社会福祉施設耐震診断助成事業の創設 補助率：国補助1/3、市負担1/3、事業者1/3 ・平成21年 京都府社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の創設 国臨時交付金を原資とした基金であり、平成23年度までの時限措置 補助率：府補助29/40、市負担1/40、事業者1/4 ・耐震改修補助の実績（平成21年度～平成22年度） 保育園2箇所 児童養護施設1箇所 		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	6 9
要 望 内 容	回 答		
69 福祉施設・保育所におけるすべての職員の労働条件を把握するため実態調査を早急に実施し、公表すること。	<p>○ 本市においては、これまでから社会福祉施設の指導監査を行っているほか、各施設の施設長等と情報交換を行うなど、各施設の経営実態の把握に努めております。</p> <p>近年、少子長寿化が進行する中、保育所等の果たす役割はますます重要となっていることから、今後とも、各施設との連携を深めて参りたいと考えております。</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	7 0
要 望 内 容	回 答		
70 京都府民間社会福祉施設職員共済会に対する補助金を復活するなど、職員の福利厚生の改善に努めること。	<p>○ 本市においては、今日まで全国的にも高い保育水準の維持，向上のために，国基準運営費のほか市独自の多額の助成を行い，児童や職員の処遇の向上に努めております。</p> <p>なお，京都府民間社会福祉施設職員共済会に対する補助金は，自立した退職給付金給付事業を確立するため，積立金保有率（退職給付債務に対する資産積算水準）70%達成を目指して京都府，府下市町村及び当該共済会合意のうえで削減しており，復活は困難です。</p> <p>（経過・これまでの取組等） 平成15年度 補助金削減計画策定 平成16年度～平成18年度 計画に基づき補助金を削減 平成19年度 補助金廃止</p>		

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	7 1
要 望 内 容	回 答		
71 民間の福祉施設・保育園に対する施設整備交付金を継続し、増額すること。	<p>○ 民間の保育園に対する施設整備補助金については、（社）京都市保育園連盟の整備交付金に併せて助成する形で事業実施を行って参りました。</p> <p>平成 2 3 年度については、きわめて厳しい財政事情のため、1 箇園当たりの助成単価は減少しますが、補助金を継続することとし、児童の良好な保育環境の整備に引き続き努めて参ります。</p> <p>（平成 2 3 年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間保育所等維持補修補助（うち京都市保育所施設整備補助） 3 6, 8 0 0 千円 		

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	7 2
要 望 内 容	回 答		
72 昼間里親の安定的な運営を保障するため、委託費を引き上げ、早急に保育所なみの処遇に改善すること。	<p>○ 本市独自の制度として、家庭的な雰囲気の中で保育する昼間里親制度につきましては、本市の待機児童解消に一定の役割を果たすとともに、地域の身近な子育て拠点としての役割を担っていただいております。平成23年度予算において、国庫補助金を活用するとともに、10名程度の受入枠の拡大及び委託費の充実を図って参ります。</p> <p>(平成23年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昼間里親運営委託 394,307千円【充実】 		

要 望 内 容

回 答

73 学童保育の充実を図ること。

- ・学童保育を必要とする児童の全員入所をはかるため、実態に応じてすべての小学校区に学童保育所を設置すること。
- ・必要などころでの複数箇所設置をすすめること。学童設置基準を定めること。大規模学童保育所を早急に解消すること。
- ・子どもの人数に応じた職員配置を行い、職員の処遇を抜本的に改善すること。
- ・分室には正規職員を複数配置すること。分室は緊急措置とすること。
- ・利用料徴収は中止すること。

- 学童クラブの設置については、学童クラブ機能を有する一元化児童館の130館整備に向けた予算を確保しており、早期の開設に向け、引き続き取り組んで参ります。また、平成22年度からは、「放課後まなび教室」と「学童クラブ」を融合した「放課後ほっと広場」を開始し、放課後まなび教室を含め総合的な放課後児童対策に取り組んでいるところです。
- 待機児童の解消及び児童の処遇改善については、これまでから、一元化児童館の整備に加え、分室の設置、学童保育スペースの拡張、また状況に応じて臨時職員の加配などを図っているところであり、今後も引き続き取組を行って参ります。
- 分室のあり方については、一元化児童館130館の整備完了後の児童館・学童クラブ事業のあり方に関する検討課題であると認識しております。
- 学童クラブの利用料金については、国の考え方にに基づき利用者の方に応分の御負担をいただいております。これを中止することは考えておりません。

(平成23年度予算額)

・児童館整備事業	247,500千円
・学童クラブ保留児童対策(整備・児童館)	20,000千円
・児童館事業・学童クラブ事業(児童館)	2,615,352千円
・学童クラブ事業(学童保育所)	156,096千円
・放課後ほっと広場	25,212千円

要 望 内 容

回 答

74 共同学童保育所にたいする助成を，市委託の学童保育所の水準に引き上げること。

○ 共同学童保育所については，平成10年度から，国の基準に基づき各実施主体に対して助成金を交付しており，これまでも，国の基準改定に伴い，改定を行っておりますが，本市の厳しい財政状況の中，国基準を上回る独自の基準改定は困難です。

(平成23年度予算額)

・京都市地域学童クラブ事業 28,040千円

(経過・これまでの取組等)

<参考>平成22年度の助成金交付基準(年額)

年間平均登録児童数	事業実施日数	
	A(250日以上)	B(200日～249日)
10人～19人	1,041,000円	—
20人～35人	1,885,000円	1,814,000円
36人～45人	3,026,000円	
46人～55人	2,873,000円	
56人～70人	2,719,000円	
71人以上	2,566,000円	

※ ただし，1日8時間以上開所し，250日を超えて開設する場合は，「13,000円×(251日～300日までの250日を越える日数)」の額を加算する。

※ 地域学童クラブの近隣(同一場所を含む)で，新たに本市学童クラブ事業を実施する場合は，開設期間中の平均登録児童数を算出し，開設日数を開設月数で除した日数が21日以上の場合は，事業実施日数をA(250日以上)とみなし，16日以上21日未満の場合は，B(200日以上249日以下)とみなす。

※ 上記交付基準のほかに，実態に応じて次の加算を行う。

- 障害のある児童に対する加算
- 職員健康診断に対する加算
- 長時間開設加算

要 望 内 容

回 答

75 障害児の学童保育を保障するため職員の加配等を行うこと。直ちに介助者に対する謝金を賃金として位置づけ、引き上げること。対象年齢を小学校卒業時まで引き上げること。

○ 障害のある児童の学童保育への受入れについては、児童館・学童保育所への事業費の加算や介助者の派遣、経験豊かな主任児童厚生員による巡回指導等により支援を行っております。

○ 特に介助者派遣については、市民の皆様へ介助者として登録していただいておりますが、介助者の確保については、謝金の見直しによるのではなく、市民の方々に本事業の趣旨を御理解いただく中で、より適切な人材確保を含め、より多くの介助者のご協力を求めて参りたいと考えております。

○ 今後とも、障害のある児童の受入体制の整備に努めて参りますが、対象年齢の拡大については、待機児童や大規模クラブが存在する状況、また施設面の課題等も踏まえると、現状では困難です。

(平成 2 3 年度 予算額)

・児童館事業・学童クラブ事業（児童館）	2, 6 1 5, 3 5 2 千円
・学童クラブ事業（学童保育所）	1 5 6, 0 9 6 千円
・学童クラブ事業における障害児の統合育成対策事業	6 2, 1 0 9 千円
・障害のある児童のサマーステイ事業	4, 0 0 0 千円

(経過・これまでの取組等)

<これまでの取組>

平成 1 5 年度 障害のある児童の受入対象学年を小学校 4 年生に拡大

平成 1 9 年度 夏休み期間中に、小学校 5, 6 年生の障害のある昼間留守家庭児童を対象とした介助サポーターの派遣を市内 2 0 箇所の児童館で行うサマーステイ事業を開始

(次ページに続く)

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	7 5
要 望 内 容	回 答		
	<p><参考>介助者謝礼金の変遷 平成 9 年度～ 6 0 0 円／時間 平成 1 3 年度～ 7 0 0 円／時間 平成 1 7 年度～ 1 回の活動時間が 4 . 5 時間未満は 2 , 0 0 0 円, 4 . 5 時間 以上は 4 , 0 0 0 円 平成 1 9 年度～ 5 0 0 円／時間</p>		

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	7 6
要 望 内 容	回 答		
76 各区の子ども支援センターの常勤職員を増員し、子育て支援体制をいっそう強化すること。	<p>○ 現在、各区・支所の子ども支援センターには、支援（保護）課長をセンター長として、支援第一係長（1名）、児童・母子担当現業員（1～4名）の常勤職員、地域活動員、育児支援活動員、相談員各1名の非常勤嘱託員を配置しております。</p> <p>（平成 2 3 年度 予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども支援センター運営（手当） 7 8 , 9 1 3 千円 ※地域活動員、相談員の人件費 ・育児支援家庭訪問事業（子ども支援センター） 6 0 , 0 8 4 千円 ※育児支援活動員の人件費及び事業費 		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	77
要 望 内 容	回 答		
77 障害児や発達障害等の診断や判定の待機状況を早期に解消すること。	<p>○ 近年、発達障害に関する相談が増加しており、児童福祉センターでは、発達検査に関わる心理士の体制を強化して対応しているところです。</p> <p>自閉症確定診断については、児童心療科医師を配置するとともに、小児科医師による診断を行うなど体制強化に努めております。いじめや不登校、虐待等を伴う場合で必要性が高いときは、概ね1箇月以内に診断を行っているほか、就学前児童については、診断の確定を待たずに療育を実施しております。また、センター外の小児科医を対象とした研究会を開催し、発達障害の診断等の普及に努めております。</p> <p>○ 平成22年6月に「第2児童福祉センター（仮称）等基本構想」を策定し、発達検査や自閉症の確定診断の待機解消を図れるよう、児童療育センターの障害相談部門、診療部門を第2児童福祉センター（仮称）に移転、拡充することとしており、発達検査や自閉症確定診断等の待機解消を図るため、さらなる体制の充実を図って参ります。</p> <p>（平成23年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2児童福祉センター（仮称）整備事業 200,000千円 <p>（経過・これまでの取組等）</p> <p><発達検査に関わる心理士の体制強化></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年度 非常勤嘱託 2名増配置 平成20年度 正職員 1名増配置 平成22年度 正職員 1名増配置 <p><自閉症確定診断の実施枠の拡充></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年5月から従来の月10ケースを月50ケースに拡充 <p><センター外の小児科医師を対象にした研究会></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度 7回開催 延べ約130人参加 平成21年度 5回開催 延べ約100人参加 平成22年度 これまでに4回開催 延べ約40人参加 		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	7 8
要 望 内 容	回 答		
78 第 2 児童福祉センターにも療育機能を持たせ、医療との連携を強化すること。	<p>○ 平成 2 2 年 6 月に策定した「第 2 児童福祉センター（仮称）等基本構想」においては、現在児童療育センターにある障害相談部門及び診療部門を第 2 児童福祉センター（仮称）に移転拡充するとともに、移転後のスペースを活用して療育事業を拡充することとしておりますが、移転後も引き続き連携して事業が実施できるよう努めて参ります。</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	79
要 望 内 容	回 答		
79 児童福祉司配置の拡充など体制の強化をはかり、第2児童福祉センターにも一時保護所を備えること。	<p>○ 平成22年6月に策定した「第2児童福祉センター（仮称）等基本構想」において、第2児童福祉センター（仮称）には一時保護所を設置しないこととしておりますが、緊急時に備え、一時保護スペースを確保するとともに、一時保護所「すばるホーム」と連携した児童の円滑な入所措置ができるよう対応することとしており、適切な支援等ができるよう努めて参ります。</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	80
要 望 内 容	回 答		
80 困難なケースや障害児童・高年齢児に対応するため、児童養護施設の職員配置基準を引き上げるよう国に求め、市独自の職員加配を行うこと。青葉寮の建て替えにあたっては、市直営を堅持すること。	<p>○ 本市においては、独自に実施している「児童養護施設措置児童障害児等加算費」の対象の拡大等、入所児童の処遇水準の向上に取り組んでおりますが、その抜本的な改善に向けては、国における職員配置基準の引上げが不可欠であり、今後においても、引き続き、措置費基準等の改善について、国に強く要望して参ります。</p> <p>○ 青葉寮については、平成22年6月に策定した「第2児童福祉センター（仮称）等基本構想」において、他都市における民間での運営実績を踏まえ、民間活力を導入し、民設民営での整備、運営を検討することとしておりますが、民営化するにあたっては、利用者の混乱を招かないよう、利用者に配慮したスムーズな移管を行うとともに、引き続き利用者本位の質の高いサービスが提供できるよう、十分留意して参ります。</p> <p>（平成23年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民営児童福祉施設措置費（児童） 2, 178, 212千円 ・ 児童養護施設措置児童障害児等加算費 23, 399千円 <p>（経過・これまでの取組等）</p> <p>平成13年度 地域小規模児童養護施設の創設，児童養護施設の定員増による受入体制の確保</p> <p>平成15年度 乳児院の定員増による受入体制の確保</p> <p>平成16年度 児童養護施設の小規模グループケア，家庭支援専門相談員の配置，被虐待児受入加算等，入所児童に対する個別的なケアの充実</p> <p>平成18年度 本市独自の「児童養護施設措置児童障害児等加算費」の対象の拡大</p> <p>平成19年度 全児童養護施設に心理療法職員の配置，個別対応職員の常勤化</p> <p>平成21年度 乳児院における個別対応職員の配置，乳児等受入加算費の創設</p>		

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	8 1
要 望 内 容	回 答		
81 里親への委託費をいっそう引き上げ、里親会への活動支援を強めること。制度の周知をすすめること。	<p>○ 里親への委託費については、国の措置費制度に準じた額を支給しており、厳しい財政状況の中、京都市独自の引上げの実施は困難であるため、措置費制度における里親への委託費の更なる充実を、機会を捉えて国に要望して参ります。</p> <p>また、家庭的な環境の中で児童との愛着関係を築くことができる里親制度の役割が重要になってきており、社会的養護の受け皿の拡充のためにも、里親制度に対する理解の向上及び研修等による里親の専門性の向上等の支援を強化する必要があると考えております。</p> <p>(平成 2 3 年度 予算 額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里親支援事業 8, 4 0 0 千円【新規】 (内訳) ・里親制度普及促進事業 1, 4 7 0 千円 ・里親委託推進・支援等事業 6, 9 3 0 千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門里親研修の実施 恩賜財団母子愛育会に委託し研修（認定研修・継続研修）を実施。 ・里親賠償責任保険料の公費負担 里親委託児童が他者に損害を与えた場合の賠償保険の保険料の公費負担を平成 2 1 年度より実施。 ・里親の一時的な休息のための援助であるレスパイト・ケア 里親家庭が一時的な休息のための援助を必要とする場合に児童養護施設等や他の里親を活用して当該児童の養育を行うレスパイト・ケアの制度を平成 2 1 年 1 2 月に創設。 		

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	8 2
要 望 内 容	回 答		
82 無年金障害者及び無年金定住外国人の実態把握を行うこと。国の救済措置の拡大を求め、本市の独自施策をさらに拡充すること。	<p>○ 本市においては、「外国籍市民重度障害者特別給付金」及び「高齢外国籍市民福祉給付金」を本市独自施策として、国が制度化を図るまでの過渡的な施策として実施しておりますが、無年金者の救済については、本来的には国において制度的に公平に解決されるべきものと考えており、今後も制度改善について他の政令指定都市と協力して、国に対して必要な要望を行って参ります。</p> <p>(平成 2 3 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国籍市民重度障害者特別給付金事業 26,763千円 ・高齢外国籍市民福祉給付金支給事業 40,970千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成19年4月 「外国籍市民重度障害者特別給付金」支給金額を増額。 36,000円→41,300円(+5,300円) 「高齢外国籍市民福祉給付金」支給金額を増額。 10,000円→17,000円(+7,000円)</p> <p>平成21年4月 年金制度の改正(障害基礎年金と老齢厚生年金等の併給可能)の趣旨を踏まえ、給付金の支給要件を緩和。</p> <p>平成22年7月 大都市民生主管局長会議の「平成23年度 社会福祉関係予算に関する提案」により要望</p> <p>平成22年7月 政令指定都市国保・年金主管部課長会議の「国民年金に関する要望書」により要望</p>		

要 望 内 容

回 答

83 憲法 25 条に基づき、住民の立場に立った生活保護行政を進めること。

- ・生活保護申請の意思を尊重するとともに、法の趣旨をふまえ、生活実態に応じた懇切丁寧な窓口対応を徹底すること。申請書を窓口置くこと。
- ・必要な市民に、職権保護を含め生活保護を適用すること。
- ・有期保護の導入はしないこと。
- ・ケースワーカーの配置基準を守ること。

- 本市では、専任の面接員を市内全福祉事務所に配置しており、面接員が相談者の状況を的確に把握し、他法他施策の活用等の助言を適切に行うとともに、生活保護制度の趣旨等について十分な説明を行ったうえで、相談者に保護申請するかどうかを判断していただくため、申請書は窓口を設置するのではなく、面接室に準備しております。
- 本市では、常に濫給も漏給もない「必要な人に必要な保護」を実施するため、生活相談時には、相談者の心情に配慮したきめ細やかで懇切丁寧な対応を行うとともに、急迫状態にあると認められる場合は、速やかに職権保護を検討するなど、今後とも適切な生活保護の運用に努めて参ります。
- 生活保護の実施に当たっては、生活保護受給者本人が自らの意思で自立を目指し、自己の能力等を最大限活用することが極めて重要と考えており、稼働可能な者に対しては期間を設定して集中的かつ強力な就労支援を実施する仕組みを実現することは必要と考えております。
- ケースワーカーの配置基準については、これまで社会福祉法に定める標準数である 80 世帯ごとに 1 名のケースワーカーの配置や専任面接員の配置など、適正な制度運営を行うための体制確保に努めるとともに、より専門的な知識やノウハウを有する嘱託職員、派遣職員や事業委託も導入して参りました。今後とも、より有効な施策を検討するとともに、その実施体制の整備につきましても慎重に検討して参ります。

(次ページに続く)

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	8 3
要 望 内 容	回 答		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護期限を定めての「就労指導」はやめること。 ・ 保護開始に当たっての法定期限を遵守すること。 ・ 夏季歳末見舞金を復活すること。 ・ 「医療券」方式を改め「医療証」にするよう国に求めるとともに、市でも行うこと。 ・ 保護費決定支給明細書を受給者に交付し、わかりやすく説明すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就労支援に当たっては、身体状況以外に生活歴、職歴等や育児、介護など様々な条件を考慮したうえで、その方の能力等に応じた就労に向けた努力を支援しており、あらかじめ保護期限を設定し、期限までに自立を求めるような指導は行っておりません。なお、働く力があるのに理由なく活用を怠る場合は、生活保護法第27条に基づき文書で指示を行うなど、はじめのある指導を行っております。 ○ 生活保護の決定に当たっては、法定期間である14日以内に決定するよう努めるとともに、申請者宅への家庭訪問や資産・収入及び扶養義務に関する調査など保護の要否判定に必要な調査に日時を要し法定期間を超える場合は、その理由を申請者に懇切丁寧に説明するなど、引き続き適正な保護の実施に努めて参ります。 ○ 現在の生活保護基準の水準に照らし、「生活保護基準を補う」という見舞金事業の目的は、既に達成されたと考えられること、また本市の財政状況は極めて厳しい状況にあることから、見舞金を復活する考えはありません。 ○ 医療証方式では、福祉事務所として当該医療の要否について事前確認ができず、また、福祉事務所の権限である指定医療機関の選定を行うこともできないといった問題があります。同方式は、国において慎重に検討されるべきものと考えており、本市としましても、現時点で国へ要望することは考えておりません。 ○ 生活保護費の支給金額や算定方法については、被保護者へ懇切丁寧に説明すべきものであると考えております。現在、新しい生活保護電算システムの構築に向けて検討中であり、その中で、生活保護決定通知書についても、分かりやすいものに変更したいと考えております。 		

要 望 内 容

回 答

84 ホームレスの定期的な実態調査を行い、ケースワーカーによる自立支援のための働きかけを強化すること。

・ホームレスの生活保護適用に当たっては、居宅確保を原則とすること。

・自立支援センター利用者の処遇改善と施設改善，機能強化をすすめること。

・仕事の確保に向けた公的就労の機会を保障すること。

○ ホームレスの方への自立支援については、これまでの生活歴や今後の希望等をお聞きした上で、その方に適した支援方針を樹立することとしております。

このため、居宅生活を希望される場合であっても、国の通知に基づき、居宅生活が可能と判断された場合については、居宅確保に努めているところであり、今後も適切に対応して参ります。

○ 自立支援センターにおいては、リーマンショック以降の雇用情勢の悪化を受けて就職が困難となってきていることや、以前と比べて就労意欲のある入所者が減少している等、就労指導等に関して職員への負担が増していることから、平成22年度において予算額を増額し職員体制の充実を図ったところです。

また、自立支援センターで実施しているアセスメントについて、平成23年度から中央保護所の一時宿泊事業において実施する予定であり、指導体制についても本入所者に限定した、これまで以上のきめ細かな就労支援を図ることとしております。

○ ホームレスの就業機会の確保については、京都労働局、京都府及び本市の関係機関で構成する「ホームレス就労支援連絡会議」を定期的開催しており、雇用部局への働きかけを行っております。

また、平成23年度から、新たに「ホームレス能力活用推進事業」を実施する予定であり、直ちに常用雇用が困難なホームレスの方に対して、自立に向けた訓練的な職種の開拓、情報収集及び情報提供等により、就業機会の確保に努めて参ります。

(平成23年度予算額)

・ホームレス能力活用推進事業 5,700千円【新規】

(次ページに続く)

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	8 4
要 望 内 容	回 答		
<ul style="list-style-type: none"> ワンストップサービスデイについては、その場で生活保護申請ができるように改善すること。 ホームレスを支援する民間団体への財政支援を復活すること。 	<p>○ 京都府下においては、ライフ&ジョブカフェ京都において常設のワンストップサービスを実施しているところですが、生活保護の申請は生活のみならず生命にも直結しかねない性質のものであるため、急迫保護をはじめとした必要な対応は、法律上の権限と責任を有していないライフ&ジョブカフェ京都の相談員ではなく、法律上実施責任のある保護の実施機関の職員が対応すべきであると考えております。</p> <p>なお、ライフ&ジョブカフェ京都では、相談内容に応じて管轄の福祉事務所と円滑に連携を図ったうえ、生活保護の相談や申請につなげております。</p> <p>○ 「第2期京都市ホームレス自立支援等実施計画」（計画期間：21～25年度）において、ホームレスの方が居宅生活を継続させるための取組等を実施されている民間団体等に対し、その事業に係る経費を助成する「ホームレス地域サポート支援事業」の実施を新たに盛り込み、実施に向けて検討を進めてきました。</p> <p>今回、本事業の内容が「絆再生事業」として国庫補助の対象とされたことを受けて、平成23年度から本事業を実施し、地域においてホームレス支援に取り組んでおられる団体等の支援に努めて参ります。</p> <p>（平成23年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ホームレス地域サポート支援事業 2,000千円【新規】 		

平成 2 3 年度予算要望に対する回答		NO.	85
要 望 内 容	回 答		
85 市営葬儀事業を復活させること。	<p>○ 市営葬儀事業については、年間利用件数が2,000件前後（昭和25年開設当時）から200～300件程度（廃止直前10年間）へと大幅に減少するとともに、収支状況も、廃止直前の利用料収入は10%程度で残り90%は公費で賄う状況であったことから、平成17年度に廃止したものであり、本市の財政状況がより厳しさを増す中、御要望の事業復活は困難です。</p> <p>（経過・これまでの取組等） 平成12年11月 「京都市新世紀市政改革大綱」において、「事業そのものの在り方を見直す」こととされた。 平成13年 9月 「市政改革推進本部幹事会」において、「平成16年末廃止が適当」との意見が出された。 平成17年 2月 廃止に係る条例を議会に上程 平成17年 4月25日 事業廃止</p>		

要 望 内 容

回 答

86 中央保護所の運営にあたっては、

- ・引き続き福祉事務所が公的責任を果たし、入所者の社会的自立を支援すること。
- ・緊急一時宿泊施設については、必要な枠を確保すること。

- 中央保護所については、平成23年度から指定管理者による運営となりますが、福祉事務所においては、指定管理者と連携を図り、入所者への援助方針の樹立等、実施機関として公的責任を果たして参ります。
- 簡易旅館の借上げによる緊急一時宿泊事業については、平成22年度から通年で実施しているところであり、平成23年度においても、宿泊を利用希望者されるホームレスの方に対応できるよう予算確保に努めているところです。

(平成23年度予算額)

- ・宿泊援護事業 142,891千円

(経過・これまでの取組等)

- 平成21年11月 厳冬期対策として、12月※から3月末までの間借上げ(31名分)
※11月に前倒しして実施
- 平成22年 4月 緊急一時宿泊事業を通年化(通年で10名分を確保)
9月 当初見込を上回る実績のため、補正予算を計上
※4月に遡り60名分(+50名)の予算を確保。11月～3月の厳冬期は定員を拡充(+35名)

要 望 内 容

回 答

87 夏季・歳末貸付資金の限度額を引き上げ，通年化すること。生活保護受給者も貸付対象とすること。生活福祉資金・母子寡婦福祉資金などの貸付にあたっては，要件を緩和すること。

- 夏季歳末特別生活資金貸付制度の限度額引き上げや事業の通年化については，本市の極めて厳しい財政状況から，実施は困難であります。
- 生活保護受給者については，生活保護法の適用により最低生活が保障されているため，貸付の対象とする考えはありません。
- 生活福祉資金貸付制度は，京都府社会福祉協議会が実施主体として運用されている事業であり，平成21年10月に，利用者のニーズに応じた柔軟な貸付が実施できるよう制度の見直しが行われたところです。今後についても，京都府とも連携をとりながら，制度改正にかかる利用者の状況や国の動向を注視して参ります。
- 母子寡婦福祉資金については，平成21年6月の法改正に伴い，本市においても貸付利率及び保証人要件について緩和を行ったところです。今後とも，母子家庭等の経済的自立の助長及び児童の福祉の増進を図るため，適切な取扱いに努めて参ります。

(平成23年度予算額)

- ・夏季歳末特別生活資金貸付事業 155,037千円
- ・母子福祉資金貸付金事業 492,848千円
- ・寡婦福祉資金貸付金事業 20,696千円

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	88
要 望 内 容	回 答		
88 上下水道料金の低所得者世帯，社会福祉施設などへの福祉減免制度をつくること。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上下水道料金の福祉減免制度の創設については，特定の利用者に料金を減免することは他の利用者にその負担を転嫁することになり，料金負担の公平の原則の下，実施することは困難であると考えております。また，本市の上下水道料金は，他都市と比べ，安価な水準となっております。 ○ 生活保護世帯については，生活扶助基準に上下水道料金をはじめとする光熱水費が含まれているとされていることから，生活保護制度の中で対応できるものと考えております。 ○ 社会福祉施設の運営費は措置費や報酬などで賄われており，利用者が個人利用で負担する部分を除いて，光熱水費も算定されているため，その中で対応できるものと考えております。 		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	89
要 望 内 容	回 答		
<p>89 各内職会の補助金削減をやめ、支援を強めること。取り組みに支障をきたすことのないようにすること。認定基準を緩和すること。</p>	<p>○ 内職会への補助金については、本市の非常に厳しい財政状況を考慮すると大変困難な状況ではありますが、今後も引き続き適切な支援を行って参ります。また、内職会の認定基準については、各会が補助金の適正な管理及び貸付金の厳正な償還など、継続的かつ適切な事務処理が執行できる体制及び財政基盤を有していることが求められますので、現在のところ緩和することは考えておりません。</p> <p>(平成 2 3 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内職授産事業 7, 0 0 0 千円 		

平成 2 3 年度予算要望に対する回答		NO.	90
要 望 内 容	回 答		
90 児童扶養手当の支給所得制限の緩和を国に求めること。生活支援事業等、ひとり親家庭に対する支援を強め、母子家庭の自立支援事業のいっそうの拡充を行うこと。	<p>○ 児童扶養手当の支給所得制限については、従来から制限の緩和を国に要望しておりますが、機会を捉え、国に対して働き掛けを続けて参ります。</p> <p>ひとり親家庭に対する支援については、福祉事務所及び母子福祉センターにおいて、自立支援に係る様々な取組を実施しておりますが、きめ細かな相談体制の確保等、充実した支援が展開できるよう、取組を進めて参ります。</p> <p>(平成 2 3 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子福祉センター運営費（事業委託料含む） 16,314千円 ・自立支援教育訓練給付金事業 1,015千円 ・高等技能訓練促進費事業 255,950千円 ・ひとり親家庭日常生活支援事業 3,206千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成16年3月 母子家庭等就業・自立支援センター事業</p> <p>平成16年4月 母子家庭自立支援給付金事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業</p> <p>平成18年1月 母子家庭自立支援プログラム事業</p> <p>平成21年2月 高等技能訓練促進費事業制度改正（支給対象期間拡大）</p> <p>平成21年4月 京都市母子福祉センター移転・再整備 ひとり親家庭生活支援事業（講習会事業、交流会事業）</p> <p>平成21年6月 高等技能訓練促進費事業制度改正（支給対象期間、支給額拡大）</p> <p>平成22年4月 高等技能訓練促進費事業制度改正（対象資格の拡大）</p>		

要 望 内 容

回 答

◆医療・保健の充実を

91 安心して医療が受けられる国民健康保険制度に改善すること。

・府補助金の復活を求めること。

・現行の保険料減免制度を拡充すること。応益割の割合を減らし、また多子世帯減免を実施すること。

・特定健診費用を保険料に転嫁しないこと。

○ 府補助金については、府の財政状況の悪化及び都道府県調整交付金の創設に伴い、平成19年度の交付を最後に廃止されておりますが、本市としては、国保財政の危機的な状況を鑑み、国保財政の安定化を図るため、府の単費による財政措置を含めた府の財政上の役割の強化について、引き続き要望して参ります。

○ 本市においては、独自の条例減免制度を設け、保険料の納付が困難な世帯へのきめ細かな相談に応じております。また、失業等による保険料の納付困難世帯に対しては、平成22年度に創設された非自発的失業者に係る軽減制度により負担軽減を図っております。本市国保の危機的な財政状況を鑑みますと、これ以上の減免制度の拡充は困難であります。

○ 保険料の賦課割合については、平成20年度に、国基準に合わせて、応益割の割合を減らし、応益割5割、応能割5割としております。これ以上、応益割の割合を減らし、応能割の割合を増やすことは、中間所得者層の負担が増加することから、適切ではないと考えております。

○ 特定健診費用については、その財源は、国・府負担分を除く保険者負担分を原則として保険料で賄うこととされております。国に対しては、引き続き、保険者や被保険者に負担が生じないように、必要な財源措置を講じるよう要望して参ります。

(次ページに続く)

要 望 内 容

回 答

- ・ 障害者や療養中家庭への短期証・資格証明書の交付は直ちにやめること。
- ・ 限度額適用認定証をすべての人に発行すること。
- ・ 無保険者の実態について調査を行うこと。
- ・ 国民年金保険料滞納者への国保短期証発行を行わないこと。
- ・ 徴収率や独自措置を理由にした自治体へのペナルティをやめるよう国に求めること。

- 本市では、これまでから傷病をはじめ、失業や事業の廃止など滞納について特別な事情がある場合については、資格証明書に代えて短期証を交付しておりますが、納付意思がなく、長期間にわたって保険料を滞納されている方に対し、法令に基づき、資格証明書を交付することは、被保険者間の負担の公平性の観点からもやむを得ないものと考えております。
- 限度額適用認定証の交付に当たっては、特別な事情があると認められる場合を除き、滞納がある場合には交付できない旨が法令等で定められております。なお、本市としては、個々の世帯状況等を十分にお聞きし、きめ細やかな対応のうえ交付の判断を行っており、機械的、一律な対応は行っておりません。
- 本市では、毎年3月頃に京都市内の事業所に対して、就職又は退職される方への国保の加入手続の御案内と、同手続が必要な方への必要書類の作成依頼を行っており、退職者の方が国保への加入手続を行わなかったことにより、無保険の状態にならないよう努めております。
- 国民健康保険と国民年金は全く別の制度であり、国民年金保険料の滞納を理由として、国民健康保険料を完納されている方に対し短期証を交付することについては、被保険者の理解を得られにくいことから、当該措置を実施することは考えておりません。
- 保険料徴収率による調整交付金の減額措置については、各保険者間の財政力の不均衡を調整し、国保事業の安定運営に資するという調整交付金の制度趣旨に鑑み、当該措置を撤廃するよう、引き続き国に対して要望して参ります。
- 地方単独事業として本市独自に実施している福祉医療制度については、国保の被保険者に限らず、地域住民の福祉向上を目的とした重要な施策であることから、国庫負担金の減額調整措置を撤廃するよう、引き続き国に対して要望して参ります。

(次ページに続く)

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	9 1
要 望 内 容	回 答		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神・結核医療付加金を復活させること。 ・ 医療機関入院時の食事代負担などの軽減を図ること。 	<p>○ 精神・結核医療付加金については、対象者が国保加入者に限定されているため、社会保険加入者との公平性が課題となっておりましたので、平成18年11月に廃止したのですが、これに代わるものとして、自立支援医療（精神通院医療）については、国保だけではなく、社会保険加入者を含む全市民を対象とする一般施策として、本市独自の利用者負担軽減策を実施しております。</p> <p>○ 入院時食事療養費については、日常生活でも要している程度の額に関しては、特別な経済的負担ではないことから、自己負担をお願いしているものであり、低所得者の方に対しては、減額制度が設けられております。</p> <p>（平成23年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険事業特別会計 142,277,000千円 <p>（経過・これまでの取組等）</p> <p>平成22年6月 本市の「平成23年度 国の予算・施策に関する提案・要望について」により要望</p> <p>平成22年7月 大都市民生主管局長会議の「平成23年度 社会福祉関係予算に関する提案」により要望</p> <p>平成22年7月 政令指定都市国保・年金主管部課長会議の「国民健康保険に関する要望書」により要望</p>		

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	9 2
要 望 内 容	回 答		
92 人工透析など自立支援医療については、総合上限制度や独自軽減として実施している新京都方式の継続と、さらに患者負担の軽減に努めること。	<p>○ 本市では、これまでから自立支援医療の利用者負担の抜本的な軽減を国に対して強く要望しておりますが、現時点では国において軽減措置は行われていないことから、本市独自で実施している総合上限制度や独自軽減などの「新京都方式」については、平成23年度も継続して実施して参ります。</p> <p>○ なお、障害者自立支援法の一部改正により、自立支援医療の利用者負担についても、障害福祉サービス等と同様に、原則として、家計の負担能力に応じたものとされましたが、本市としては、引き続き、国の動向を十分に注視しながら、利用者に混乱を招くことのないよう、対応して参ります。</p> <p>(平成23年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児・者福祉サービス利用支援策「新京都方式」の継続 262,986千円 <内訳>利用者負担の軽減 209,509千円 <ul style="list-style-type: none"> グループホーム・ケアホーム運営安定化事業 3,977千円 就労支援等新体系移行支援事業 49,500千円 		

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	9 3
要 望 内 容	回 答		
93 休日急病診療所廃止は撤回すること。市の責任で東部の休日急病診療体制を確保し充実すること。	<p>○ 休日急病診療所の統合については、一箇所での複数の診療科目の受診が可能となることや、交通の利便性が高いところへ移転すること等から、利用しやすい環境になると考えております。</p> <p>また、移転・統合に合わせて小児科の深夜帯診療を開始することとしており、今後ともこれまで以上に利用しやすい施設となるよう努めて参ります。</p> <p>(平成 2 3 年度 予算額)</p> <p>・急病診療所等運営 3 2 2, 4 3 3 千円 (歯科は除く) 【充実】</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	94
要 望 内 容	回 答		
94 病院群輪番制病院運営事業補助金を元に戻すこと。	<p>○ 病院群輪番制病院運営事業補助金については、確保する病床数を利用実績に応じた病床数に見直したため減額したものであり、本市の厳しい財政事情を考慮すると、元に戻すことは困難であると考えております。</p> <p>(平成 2 3 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院群輪番制病院運営事業補助金 67,800 千円 		

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	9 5
要 望 内 容	回 答		
95 重度心身障害児者医療費支給制度・重度心身障害老人健康管理制度の対象者を三級までに拡大すること。	<p>○ 重度心身障害者医療費助成制度及び重度障害老人健康管理費支給制度については、京都府の補助金交付要綱に基づいて、補助金を受けることにより事業を実施しており、同要綱以外の給付は本市単独で実施することになります。本市の厳しい財政状況において、本市単独で対象者を拡大するのは極めて困難な状況であると考えております。</p> <p>(平成 2 3 年度 予算 額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重度心身障害者医療費助成制度 2, 0 1 0, 0 8 5 千円 ・ 重度障害老人健康管理費支給制度 1, 4 9 3, 9 4 8 千円 		

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	9 6
要 望 内 容	回 答		
96 特定疾患治療研究事業については、希少性の要件を理由に補助対象を縮小しないよう国に求めること。	<p>○ 特定疾患治療研究事業は、難治度、重症度が強く患者数が少ないため、原因究明、治療法開発等が困難である疾患を対象とし、都道府県事業として実施しております。昭和48年4月1日から徐々に対象疾患が追加され、現在では全56疾患が助成対象とされております。</p> <p>今後も京都府と調整を図りながら、当該研究事業の取組を進めて参ります。</p> <p>(平成23年度予算額) 都道府県事業であるため、京都市単独での予算は組んでいない。</p> <p>(経過・これまでの取組等) 特定疾患治療研究事業に係る申請の受付及び進達事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度実績 8,539人 (内、重症認定患者 785人) ・平成21年度実績 9,126人 (内、重症認定患者 869人) 		

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	9 7
要 望 内 容	回 答		
97 小児慢性特定疾患治療研究事業は，市独自にも入院期間の制限緩和や通院も対象とするなど事業を拡大すること。	<p>○ 小児慢性特定疾患治療研究事業は，専門家や患者代表の意見を踏まえ，重症者到手厚く，また，療養の長期化による心身面の負担等にも配慮したものとなっていることから，本市においてもその趣旨を踏まえつつ，市独自に，国基準の対象外であっても，国基準の対象疾患で市の定める一定の基準を満たし，継続的に1箇月以上入院されている方を対象に事業を拡大して実施しております。</p> <p>(平成 2 3 年度 予算額) ・小児慢性特定疾患治療研究事業 4 0 9 . 8 7 7 千円</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成 1 7 年 新たな小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱の制定</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	9 8
要 望 内 容	回 答		
98 薬物等依存症根絶の取り組みを強化するとともに、民間更生団体への支援を強めること。	<p>○ 本市では、こころの健康増進センターにおいて、薬物依存症等に関する普及啓発のための各種講演会等の開催、リーフレットの作成のほか、本人及びその家族等への個別の相談支援、当事者による自助グループ及びリハビリテーション施設への支援等を実施しております。今後も引き続き取組の推進を図って参ります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p><相談・支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談電話（受付時間 午前9時～12時，午後1時～4時（土，日，祝日，年末年始を除く）） ・面接相談（予約制） ・精神科医による診察（予約制）【一般，思春期，アルコール】 ・自助グループ（薬物依存症者グループミーティング）への支援 <p><講演会及び研修会の開催></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「平成22年度 精神保健福祉業務関係職員研修会【実践コース】」 ・「平成22年度 若者の薬物問題について考える講演会」 <p><リーフレット等の作成></p> <ul style="list-style-type: none"> ・思春期・青年期のこころの健康シリーズ②「薬物を使ってみたいと思ったら・・・」 ・センターだより「こころここ」（自助グループ等の紹介，特集記事の掲載等） 		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	99
要 望 内 容	回 答		
99 アルコール依存症対策を充実すること。	<p>○ 本市では、こころの健康増進センターにおいて、アルコール依存症に関する普及啓発のための各種講演会等の開催、リーフレットの作成のほか、本人及びその家族等への個別の相談支援、当事者による自助グループ及びリハビリテーション施設への支援等を実施しております。今後も引き続き取組の推進を図って参ります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p><相談・支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談電話（受付時間 午前9時～12時，午後1時～4時（土，日，祝日，年末年始を除く）） ・面接相談（予約制） ・精神科医による診察（予約制）【一般，思春期，アルコール】 ・アルコール依存症者家族教室 ・自助グループ（断酒会の例会）への支援 <p><講演会及び研修会の開催></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「平成22年度 精神保健福祉業務関係職員研修会【実践コース】」 ・「平成22年度 アルコールと健康を考えるセミナー」 <p><リーフレット等の作成></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルコールとこころの健康シリーズ①「お酒で問題を抱えていませんか」 ・アルコールとこころの健康シリーズ②「アルコール関連問題でお困りの家族の方へ」 ・アルコールとこころの健康シリーズ③「アルコール依存症の説明」 ・センターだより「こころここ」（自助グループの紹介，特集記事の掲載等） 		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	100
要 望 内 容	回 答		
100 特定健診・特定保健指導の実施にあたって制裁措置をとらないよう国に求めること。	<p>○ 国民健康保険は、加入者の異動率が高く、また、広報周知の徹底を図りにくいなど、他の被用者保険と比較して、特定健康診査・特定保健指導の実施率の達成が困難であることから、当該実施率による後期高齢者支援金に係る加算・減算の調整を行わないよう要望して参ります。</p> <p>(平成 2 3 年度 予算額) ・国民健康保険事業特別会計（保健事業費） 1, 115, 525 千円</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成 2 2 年 6 月 本市の「国の予算・施策に関する提案・要望」により要望 平成 2 2 年 7 月 政令指定都市国保・年金主管部課長会議の「国民健康保険に関する要望書」により要望 平成 2 2 年 7 月 大都市民生主管局長会議の「平成 2 3 年度社会福祉関係予算に関する提案」により要望</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	101
要 望 内 容	回 答		
<p>101 行政区保健センターは保健所に戻し、従前の機能を確保すること。高齢者・精神・母子など市民の健康、公衆衛生の増進に努めること。環境衛生業務は元の窓口に戻すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健センター長は専任の医師を配置すること。 ・乳幼児健診やガン検診の受診率向上と前立腺ガンの検診など内容の充実につとめること。乳ガン・子宮ガンの毎年検診を復活すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政区保健センターについては、従来の行政区保健所で実施していた保健衛生事業を行うことはもとより、平成22年度予算には、「保健センターを拠点とした個性ある健康づくり事業」をはじめ保健センター関連の新規充実予算（3,000千円）を計上するなど、より一層の地域保健の推進を図ろうとするものです。市民サービスや業務内容等、従前の機能と変更はなく、引き続き市民の健康、公衆衛生の増進に努めて参ります。 ○ 保健センター長については、医師の配置を原則と考えております。センター長となる医師が確保できない場合については、やむを得ない措置として、事務職等の他職種で補充することとしますが、その場合、保健センターには必ず1名以上の医師を配置し、保健センターにおける医務体制を維持していきたいと考えております。 ○ 乳幼児健診については、母子保健法に基づく健康診査として、4箇月、8箇月、1歳6箇月、3歳3箇月健診を対象とした乳幼児健康診査を各行政区の保健センターにおいて実施し、子どもと養育者の心身の状況の確認と必要な支援を行っております。 ○ がん検診の受診率向上については、受診機会の拡大と利便性の向上を目指した取組をしております。 ○ 前立腺がん検診については、住民検診として有効性が実証されていないため、厚生労働省の示す指針に含まれておらず、本市では実施しておりません。 <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>		

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 0 1
要 望 内 容	回 答		
<p>・ 新型インフルエンザなど感染症に対応できるよう，保健体制の強化を図ること。結核対策を強めること。</p> <p>・ 院内感染対策を強めること。</p>	<p>○ 乳がん，子宮がん検診についても厚生労働省の示す指針に基づき，本市では2年に一回の検診としております。</p> <p>○ 感染症に対する対応については，平成20年度から結核・感染症対策専任の保健師を各保健センターに配置し，新型インフルエンザをはじめとした感染症対策を強化しております。また人員配置の見直しを行い，本庁保健所と保健センターが円滑に連携し，迅速かつ的確に対応できる体制を整えております。</p> <p>○ 結核対策については，平成20年3月に策定した「京都市結核対策基本指針」に基づき，各種結核対策に取り組んでおり，結核患者を早期に発見し，感染の拡大を防止するため，各保健センター及び小学校等の市内会場で定期健診を受診する機会を設け，広く市民に周知・受診勧奨を行っております。</p> <p>○ 院内感染対策については，本市では毎年各保健センターが市内の病院に対して医療監視を行っております。 その際に院内感染防止対策については，病院として適切に行うよう指導しておりますが，今後は病院への周知徹底をより強めて参ります。</p> <p>(平成23年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん検診 648,385千円 ・結核対策 139,777千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p><がん検診の受診率向上について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度から5つのがん検診（胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・子宮がん検診）を同日に受診できる「がんセット検診」を実施 ・平成21年10月から乳がん検診の受診方法に，従前からの検診車及び東山保健所での受診に加え，指定医療機関でも受診できるように整備 <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>		

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 0 1
要 望 内 容	回 答		
	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 2 2 年度は、大腸がん検診について、受診機会の拡大と利便性の向上を図るため、従来の「胃がん検診との併設実施」と「5～10月に実施する集団健診の会場における検体容器配布及び検体回収」に加え、気温が低く検体に与える影響が少ない冬期（11月～2月）において、検体の郵送受付を開始 ・国の女性特有のがん検診推進事業として、一定年齢の女性に対して、子宮頸がん検診及び乳がん検診の受診料金が無料となる「無料受診券」を郵送 <p><結核対策について></p> <p>平成 2 0 年 3 月に「京都市結核対策基本指針」を策定</p>		

要 望 内 容

回 答

102 インフルエンザ予防接種補助額の増額など制度を拡充すること。ヒブ、肺炎球菌7価、子宮頸ガンワクチン接種を全額公費負担にすること。

○ 平成23年度におけるインフルエンザ予防接種については、現在国が対象年齢や接種期間等について検討中であり、現時点において未定の状況です。

なお、平成22年度におけるインフルエンザ予防接種については、65歳以上の高齢者及び60歳以上65歳未満のうち心臓、じん臓、若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害のある方を対象に「高齢者インフルエンザ予防接種事業（定期接種）」と全年齢層を対象に「新型インフルエンザワクチン接種事業」を実施しており、接種料は高齢者インフルエンザ予防接種の対象者は1,500円、全年齢層に係る低所得者は無料としております。

○ 本市では、市民の皆様のいのちと健康を守るため、平成23年1月11日から、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん予防ワクチン接種事業を開始するとともに、接種料を全額公費負担致します。

平成23年度においても、引き続き当該予算を計上し、公費負担事業を実施して参ります。

（平成23年度予算額）

- ・インフルエンザ予防接種 483,374千円
- ・ヒブワクチン接種 645,000千円
- ・小児用肺炎球菌ワクチン接種 827,000千円
- ・子宮頸がん予防ワクチン接種 712,000千円

（経過・これまでの取組等）

- ・インフルエンザ予防接種について

平成13年度 平成13年11月7日（公布・施行）の予防接種法改正により、
高齢者に対する予防接種事業を開始

（次ページに続く）

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	102
要 望 内 容	回 答		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒブワクチン，小児用肺炎球菌ワクチン，子宮頸がん予防ワクチン接種について 平成 2 2 年 1 1 月 2 6 日 ヒブワクチン，小児用肺炎球菌ワクチン，子宮頸がん 予 防ワクチン（以下，「3 ワクチン」という。）接種 費用の公費負担を実施する市町村に対する国による助成 事業に係る平成 2 2 年度補正予算が成立 平成 2 2 年 1 2 月 1 0 日 3 ワクチン接種事業（費用は全額公費負担）に係る本 市補正予算が成立 平成 2 3 年 1 月 1 1 日 3 ワクチン接種事業（費用は全額公費負担）開始 		

要 望 内 容

回 答

103 市立病院の地方独立行政法人化をやめ、運営における P F I 手法は導入しないこと。市立病院・市立京北病院は、公的責任を果たすよう必要な交付金を確保すること。

○ 感染症に係る医療、災害時における医療等公共上の見地から必要な医療であつて、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの並びに高度の専門的知識及び技術に基づく医療の提供、地域医療の支援等をより効果的、効率的に行うことができる運営形態は非公務員型の地方独立行政法人であると判断し、市会の議決を得て、法人を設立することとしたものであり、病院事業の地方独立行政法人化をとりやめる必要はないと考えております。

○ 市立病院整備運営事業への P F I 手法の導入については、
 ① 民間の経営能力、技術的能力や管理手法を取り入れる。
 ② 医師、看護師の負担を軽減し、医療サービスを高度化することで、診療報酬の増大につなげる。
 ③ 民間病院に比べてコスト高とされる施設整備費、運営費用を抑制する。
 の3点を目的としております。

また、平成20年11月市会定例会において、本事業に係る債務負担行為の設定の補正予算の議決をいただいたことを受けて、同年12月、本事業を P F I 法に基づく特定事業に選定し、平成22年1月には、「株 S P C 京都」との事業契約を締結したところであり、V F M（経費削減効果）も十分に確保できることが確認できているため、本事業を見直す理由はないものと考えております。

○ 法人は原則として独立採算により運営しなければなりません、病院経営に不可欠な運営費交付金については、本市が確保していくことを地方独立行政法人京都市立病院機構の中期目標に明記しており、中期目標に記載したとおり必要な交付金を確保して参ります。

（平成23年度予算額）

地方独立行政法人京都市立病院機構運営費交付金 2, 1 7 9, 0 0 0 千円

（次ページに続く）

平成 2 3 年度予算要望に対する回答		NO.	103
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>< 地方独立行政法人化に係る経過 ></p> <p>平成 2 2 年 3 月 地方独立行政法人京都市立病院機構定款制定</p> <p>9 月 地方独立行政法人京都市立病院機構定款変更 (法人が運営する施設に京都市京北介護老人保健施設を追加) 地方独立行政法人京都市立病院機構中期目標策定</p> <p>< 整備運営事業に係る経過 ></p> <p>平成 2 0 年 1 2 月 市立病院整備運営事業実施に必要な予算 (債務負担行為設定) の議決 (1 1 月市会定例会)</p> <p>平成 2 1 年 1 1 月 落札者の決定及び公表</p> <p>平成 2 2 年 1 月 S P C との事業契約の締結 「京都市立病院整備運営事業に関する客観的な評価の結果」の公表</p> <p>9 月 整備工事の本格着工 (中庭部地下躯体撤去から新館新築, 本館改修などに至る本格的な工事の開始)</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 0 4
要 望 内 容	回 答		
104 京北病院の整形外科医や常勤の医師，看護師確保に全力をあげること。婦人科は直ちに再開すること。診療科目や診療所の縮小・廃止をしないこと。嘱託看護師の夜勤勤務時における変則勤務手当を支給すること。	<p>○ 全国的にも医師の確保が困難な状況の中，京北病院においては，これまでからも大学や医療関連団体に対し支援を要請するとともに，市立病院や大学病院等からの派遣により，体制の維持に努めております。</p> <p>○ 京北病院の診療体制等については，高齢化の著しい同地域の医療ニーズに対応できるよう，機能の確保に努めて参りますが，稼働状況の推移等により一定の再編・集約化に取り組んで参ります。</p> <p>○ 嘱託看護師の変則勤務手当については，京北病院の厳しい経営状況等を踏まえると，直ちに支給制度を設けることは困難な状況です。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成19年11月 「京都市医師確保等対策委員会」設置 「医師確保対策に関する調査・研究チーム」設置</p> <p>平成20年 4月 平成20年2月市会定例会において，「京都市報酬及び費用弁償条例」の改正を提案し，京北病院に勤務する嘱託医師の報酬を「579,000円」から「910,000円」に改定</p> <p>平成21年度 市立病院からの医師等の派遣（外科医師，消化器内科医師等）</p> <p>平成22年 5月 国の制度改正による介護保険適用療養病床の廃止を踏まえた京都市立京北病院の機能のあり方について諮問</p> <p>平成22年 6月 上記諮問に対して，すべての療養病床を介護療養型老人保健施設に転換することが最適であるとの答申を得る。</p>		

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 0 5
要 望 内 容	回 答		
105 市立病院・市立京北病院の独自の医療費減免制度を拡充すること。無料低額診療事業を行うなど患者負担を軽減すること。	<p>○ 院内減免の取扱いについては、出生証明書、死亡診断書や胎盤処理料等、自己負担の対象となっているものについて、患者又は家族の方からの申請に基づき、当該世帯の収入状況を把握し、その状態が生活保護法による最低生活費の130パーセント以下と認定される者に対し、減免措置を講じており、これ以上に医療費減免制度を拡充することは困難です。</p> <p>○ 市立病院及び市立京北病院は、自治体病院であり、無料低額診療の実施の有無にかかわらず、固定資産税等については非課税です。無料低額診療を実施することにより新たに財源を確保できるわけではなく、無料低額診療を行う財政的基礎がございませんので実施は困難です。</p> <p>(経過・これまでの取組等) 院内減免制度を含む経済問題に関する相談については、随時応じております。</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	106
要 望 内 容	回 答		
106 食品への市民の不安を解消するため、食品安全監視員体制を強化し、正確な情報提供をすすめること。BSE対策については、国に補助制度の継続を求め、牛の全頭検査を堅持すること。	<p>○ 本市では「京都市食の安全安心条例」に基づき、食の安全安心施策を総合的かつ計画的に推進するための目標及び取組を定める「京都市食の安全安心推進計画（仮称）（以下、「推進計画」という。）」を策定することとしております。</p> <p>○ 京都市食の安全安心推進審議会にて審議中の「推進計画（案）」には、食の安全性確保を図るため、以下の内容を盛り込んでおります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健センター及び衛生環境研究所に配置された食品衛生監視員が飲食店や食品製造施設等への監視指導を行います。 ・流通食品の抜取検査を実施することで食の安全性確保を図っていきます。 ・食の安全安心に関する市民とのリスクコミュニケーションを推進します（正確な食の安全安心情報の提供の推進）。 <p>○ 本市では、BSE対策として、引き続き検査体制を整備し、安全確認を行って参ります。</p> <p>（平成 2 3 年度 予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品営業許可・監視指導 78,093千円 ・食鳥検査対策 27,295千円 ・食の安全・安心対策 2,674千円 ・牛海綿状脳症対策 11,407千円 		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	107
要 望 内 容	回 答		
107 アトピー，花粉症など治療困難な疾病に対して食品汚染や大気汚染等との因果関係を疫学調査する等，研究・対策を国とともに本市でも強めること。	<p>○ アトピー性疾患については，保健センターで実施しております乳幼児健康診査において皮膚の状態等を観察し，必要に応じて医療機関の紹介を行っております。また，「乳幼児のアレルギーって？～基礎知識と対処法～」を4ヶ月児健康診査の際に保護者の方に配布し，アレルギー性疾患に関する基礎知識や対処法について情報提供を行うとともに，必要に応じて保健指導を実施しております。</p> <p>○ 花粉症については，市内11保健センター及び京都市衛生環境研究所を調査定点とし，花粉症の原因となる花粉の捕集を行い，測定結果について，京都市衛生環境研究所のホームページにおいて公表しております。また，各保健センターにおいて，厚生労働省作成の冊子等を配布するとともに，市民からの相談を受け，指導を実施しております。</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	108
要 望 内 容	回 答		
108 衛生環境研究所は、公害対策を位置づけ、基礎研究の充実、環境・保健衛生など市民生活を守る総合的な機関となる体制や機能強化をはかること。	<p>○ 市民生活を守る機関として、保健衛生、食品衛生、環境衛生及び環境汚染状況の常時監視などの各分野で調査研究、試験検査、研修指導、公衆衛生、環境情報の収集、処理、解析及び提供を行ってきたところです。平成23年度も、これを維持し、機能強化に努めて参ります。</p> <p>(平成23年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生環境研究所運営費 119,066千円 		

平成23年度予算要望に対する回答		NO.	109
要 望 内 容	回 答		
<p>二 競争と格差拡大の教育行政を改め、どの子ども伸びる 「子どもが主人公」の学校・教育を 109 すべての学校で教育条件の整備・改善を ・30人学級を実現すること。</p> <p>・総額裁量制を廃止し、削減された学校経常費を元に戻し、拡充すること。</p> <p>・副校長・副教頭など授業をもたない管理職を減らし、学級担任をする教員を増やすこと。</p>	<p>○ 本市では、独自予算により小学校1・2年生での35人学級、中学校3年生での30人学級を導入しておりますが、全ての学年で30人学級を本市独自で実施するためには、毎年80億円もの巨額の財源が必要であり、その実施は困難です。今後とも、教職員定数の抜本的な改善を、国及び京都府に対して要望して参ります。</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成15年度 小学校1年生における35人学級を実施 平成16年度 小学校2年生における35人学級を実施 平成19年度 中学校3年生における30人学級を実施</p> <p>○ 学校経常運営費については、本市の財政状況が極めて厳しい中、一定削減しておりますが、この2年間は同水準を確保し、子ども一人あたりの教材費は10年前と比較してほぼ同水準を維持しております。また、光熱水費は平成17年度以降削減しておらず、光熱水費など管理的経費の節約分を、教材費や図書費など教育活動の充実に充てることのできるようにするなど、各校の状況に応じた予算執行ができるようにしているものであり、学校からも歓迎されております。</p> <p>(平成23年度予算額) ・学校経常運営費 4,178,390千円</p> <p>○ 副校長・副教頭等の配置については、保護者・地域との連携や教職員組織の活性化に大きな効果が表れていると認識しており、その成果を周知するなど更なる充実に向けて取り組むとともに、学級担任等の教員の増員については、国及び京都府の定数措置・財政措置が必要なため、引き続き国及び京都府に要望して参ります。</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	109
要 望 内 容	回 答		
<p>・ 2011年度，市立学校の全棟耐震化計画の完全実施をめざし，統合対象校も児童在籍中に実施すること。幼，高校の耐震改修計画も作成し，早急に実施すること。</p> <p>・ 老朽校舎等の改修計画を作成し，教育環境の整備を急ぐこと。</p> <p>・ 専科教育の全校実施・実施学年拡大のため，専任教員を配置すること。困難校加配教員の増員，養護教諭，事務職員の複数配置をはかること。すべての市立学校の教職員配置基準を明らかにすること。</p>	<p>○ 学校施設の耐震補強工事については，8箇年計画のもと，コスト軽減を図るためPFI手法等も導入しつつ，学校統合等が議論されている学校や改築を計画している学校等の特別な事情のある場合を除き，平成22年度中に全ての小・中学校施設の耐震化に着手します。</p> <p>○ 統合対象校については，数年後には児童・生徒が在籍しなくなることから，仮に耐震化に着手しても工事完了前に統合を迎えるケースが多く，また，厳しい財政状況のもと，その費用対効果も勘案し，実施を見送っているものです。</p> <p>(平成23年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校施設の耐震化 815,387千円 (平成21～22年度契約PFI事業の継続分) <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成17年度までに対象となるすべての学校施設の耐震診断を完了 平成21年度までに228校園・657棟の耐震補強工事を実施 平成22年度は34校園・131棟の耐震補強工事を着手 ※京都市立小・中学校の耐震化率(平成23年4月1日見込) 97.7%(全国:73.5%(平成21年度末現在))</p> <p>○ 学校施設の整備・改修については，老朽度に応じて改築・改修する場合と，授業等の学校教育活動に支障をきたさないよう緊急的に行う場合がありますが，今後とも，厳しい財政状況ではありますが，各校の施設整備状況を十分に把握したうえで，必要度・緊急度に応じて，教育環境を整備して参ります。</p> <p>○ 専科教育については，国による特別な定数措置がない中，担任外教員の活用に加え，本市独自予算で「スクール・サポーター」として非常勤講師を配置し，全小学校で実施しております。</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 0 9
要 望 内 容	回 答		
	<p>○ 教職員配置については、一律・機械的な基準は設けず、京都府から配当された総定数をもとに、全市的視野に立った最も効果的な配置に努めており、困難校加配等についてもその枠内で配置しております。</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 1 0
要 望 内 容	回 答		
110 全国学力テストには参加しないこと。	<p>○ 全国学力・学習状況調査については、児童・生徒の学力実態や学習習慣等を的確に把握し、指導改善に活かすことができる有意義なものであり、今後とも、教育的観点から有効に活用するとともに、学校の序列化や過度な競争につながることをないよう配慮して参ります。</p>		

平成 2 3 年度予算要望に対する回答		NO.	1 1 1
要 望 内 容	回 答		
111 「ジョイントプログラム」, 「学習確認プログラム」は子どもを競争に追い立てるものであり中止すること。経費の保護者負担はやめること。	<p>○ 「ジョイントプログラム」及び「学習確認プログラム」については, 児童・生徒や学校・学級の順位づけを行うものではなく, 児童・生徒一人一人が, 学習内容を計画的に総復習しその達成状況を定期的に確認し, 自学自習の習慣付けを通じて確かな学力の向上を図ることを主たる目的としており, 平成 2 3 年度も一層の充実を図って参ります。</p> <p>○ 経費の保護者負担については, 事前・事後学習資料, 問題の解答・解説など, 生徒に還元するものを保護者負担とし, 成績処理やデータ集計等に係る費用は公費負担しております。また, 要保護・準要保護の生徒については, 全額公費負担としております。</p> <p>(平成 2 3 年度予算額) ・京都市学習支援プログラム 1 0 3, 1 7 4 千円</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 1 2
要 望 内 容	回 答		
<p>112 公立高校の定員を見なおし、希望者全員が入れるようにすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都市・乙訓地域の総合選抜制度を堅持すること。 ・府・市立高校における I 類の特色選抜制度は止めること。 ・「特色」づくりによる学校間の予算配分の偏重を是正すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立高校の定員については、本市立中学生の進学率の更なる向上を目指して、府教委及び私学との緊密な連携・協議のもと、平成 1 3 年度選抜以降 1 1 年間で、全日制の定員を約 1, 2 0 0 名相当増やしております。 ○ なお、義務教育でない高等学校への入学は、学校教育法施行規則第 5 9 条に定められているとおり、「入学者選抜」として学力検査の結果等の資料を基に決定されるものであり、希望者全員の入学を保障する高校入試制度の実現は不可能です。 ○ 京都市・乙訓地域の公立高校入学者選抜制度については、昭和 6 0 年度の改善から 2 5 年以上が経過し、交通網の発達による通学条件の改善や各高校の特色化が進む中、総合選抜を基本とする前制度の良さを活かしつつ、これまで以上に生徒が主体的に希望する高校を選択できるよう平成 2 1 年度選抜から制度改善したものであり、普通科第 I 類における総合選抜制度については維持しております。今後、府教委と連携し、現行制度の成果や課題を分析し、生徒・保護者のニーズに応じられるよう更なる充実に努めて参ります。 ○ 特色選抜制度については、学校関係者・保護者からなる「京都市・乙訓地域公立高等学校入学者選抜に係る懇談会」からの答申「京都市・乙訓地域の通学区域・選抜方法の改善に向けて」を踏まえ、受験機会の複数化・評価尺度の多元化を図るとともに、生徒が自分の能力・適性、興味・関心、進路希望等に応じて、これまで以上に主体的に希望する高校を選択できるよう平成 2 1 年度選抜から導入したものであり、今後も継続して実施する予定です。 ○ 本市では、全ての児童・生徒に還元する教育条件の整備に努めており、学校への予算配分について、一部の学校の特別扱いはありません。 		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 1 3
要 望 内 容	回 答		
113 定時制高校の募集定員を増やし、すべての入学希望者の進路を保障すること。	<p>○ 夜間定時制については、定職に就いている生徒が 1 割に満たないなど、入学する生徒の状況変化や、中学 3 年生の 9 月時点での夜間定時制への進学希望が、毎年、定員の 4 分の 1 にあたる 1 0 0 名程度の希望に留まっていることなど、本来的な定時制希望者に対する定員は確保できていると考えております。</p> <p>しかしながら、昨今の経済情勢や雇用環境の悪化を踏まえ、平成 2 3 年度選抜においては、府教委と協議のうえ、市内であわせて 3 0 名の定員増を行います。</p>		

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 1 4
要 望 内 容	回 答		
<p>114 いじめ，暴力，学級崩壊の状況を正確に把握し，学校への支援体制を強化すること。スクールカウンセラーの全校配置，保健室登校などの実態を明らかにするなど，不登校の解決をめざし対策を具体化すること。スクールソーシャルワーカーを増員すること。市立高校に不登校生徒のための受験枠を設けること。</p>	<p>○ 本市では，全中学校・高等学校を含む113校へのスクールカウンセラーの配置や小学校へのスクールソーシャルワーカーの配置など，相談体制の充実に努めるとともに，指導主事の学校訪問等により，日常的に学校を支援しております。とりわけ，いじめについては，教育委員会各課の横断的組織である「いじめ問題プロジェクトチーム」を設けるとともに，年中無休24時間体制の「いじめ相談24時間ホットライン」の開設・運営や，各校においていじめに関するアンケートを実施するなど子どもの実態把握に努めております。</p> <p>○ 不登校対策については，柔軟で特色ある教育課程を独自に編成する「洛風中学校」や「洛友中学校」，旧学習施設等を活用し市内5学習室に開設している「ふれあいの杜」，民間のフリースクールとの連携など，不登校の子どもたちの学びと活動の場の充実に努めております。</p> <p>○ 不登校生徒の受験枠については，平成18年度の京都府公立高等学校入学者選抜から長期欠席者特別入学者選抜を導入し，地理的条件等を考慮して配置された実施校に，府内全域から受験可能としております。さらに，これまで実施されていた府立朱雀高校に加え，平成23年度からは，市立中学校長会の要望を踏まえ，府教委との協議の結果，新たに府立乙訓高校で実施します。</p> <p>(平成23年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー等の配置 170,449千円 ・不登校対策 6,943千円 		

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 1 5
要 望 内 容	回 答		
115 一人ひとりの子どもの発達を保障する障害児教育を充実するため専任の教員を増員すること。総合支援学校高等部職業科は入学希望者全員受け入れて、卒業後の進路保障とアフターケアを支援強化すること。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員の増員については、国及び京都府による教員の定数措置が必要であり、今後とも、教職員定数改善を国及び京都府に要望して参ります。 ○ 総合支援学校高等部職業学科の定員拡大については、企業就職を希望する障害のある生徒及び保護者のニーズにより多く応えるため、平成 2 1 年度に 4 8 名から 6 0 名とした職業学科の募集定員を、平成 2 3 年度から更に 1 2 名増やし、7 2 名と大幅に拡大します。 ○ 卒業後の進路保障については、進路指導主事の専任化や、多くの企業、労働・福祉関係団体等との連携・協力により、進路開拓やアフターケア等の取組を進めるとともに、企業が求める人材を育成する職業教育「デュアルシステム」を一層推進するなど、今後とも、一人一人に応じた進路の実現に努めて参ります。 		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 1 6
要 望 内 容	回 答		
116 総合支援学校の通学バスは直営に戻すこと。	<p>○ 総合支援学校のスクールバスについては、専門知識や技能を持つ運転手や介助員等の確保が困難であることや必要な経費等を考慮し、専門の運行事業者への委託により運行しております。平成22年度からは、それまでの毎年度入札から、より長期的に安心・安全かつ安定した運行を図るため、3年間の長期継続契約を結んでいるところであり、今後とも、運行事業者と密接に連携し、安心・安全な運行に努めて参ります。</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 1 7
要 望 内 容	回 答		
117 子どもの全面発達の観点から、総合支援学校における障害種別の「総合化」についての検証と総括をおこない、明らかにすること。	<p>○ 障害種別を超えた総合制・地域制養護学校への再編は、従来の障害種別に基づく教育から、一人一人のニーズに応じた教育への転換等のために、平成16年4月に実施したものであり、その教育のあり方については、今後とも、学識経験者、保護者、学校関係者、専門家等で構成する「総合育成支援教育の今後のあり方検討プロジェクト会議」において調査・検討を進めて参ります。</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 1 8
要 望 内 容	回 答		
118 児童生徒数の増加に伴い、市内中心部に、総合支援学校を直ちに新設すること。	<p>○ 総合支援学校の児童・生徒数は増加傾向にあり、教室等施設の拡充・整備が課題であるため、現在、校舎内のオープンスペースを活用するとともに、旧学習施設（楽只，壬生）や旧福ノ川保育所等の既存施設の活用を図っております。また、平成23年度に東山開晴小・中学校に統合されることに伴い、閉鎖校となる東山小学校を白河総合支援学校高等部職業学科の分校として活用する予定です。</p> <p>○ 財政状況が大変厳しい中、総合支援学校の増設は困難ですが、今後も児童・生徒数の推移を注視しながら、対応策を検討して参ります。</p>		

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 1 9
要 望 内 容	回 答		
<p>119 LD, ADHDなどの児童生徒の実態調査を行い、学校現場に、特別支援教育についての専門性を有する専任・正規職員を配置するよう、国に働きかけ、市独自でも最大限努力すること。</p>	<p>○ LD等児童・生徒への指導や生活介助等のため、必要な全ての学校・園に本市独自で総合育成支援員を配置するとともに、京都府から配当された定数を活用し非常勤講師を配置するなど、子どもや学校の実態を十分把握して指導体制の充実に努めており、今後とも、支援の在り方を工夫・検討するとともに、引き続き教職員の定数改善を国及び京都府に強く要望して参ります。</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 2 0
要 望 内 容	回 答		
120 総合支援学校の学校給食は、クックチル方式をやめ、自校方式に戻し充実させること。	<p>○ 総合支援学校の学校給食については、児童・生徒一人一人の障害や発達の状態に応じたきめ細かい特別食，アレルギー対応食，カロリー調整食を提供でき，安全衛生管理面でも優れていることからクックチル方式を採用しております。児童・生徒をはじめ，保護者からも好評を得ており，今後とも一層の充実を図って参ります。</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 2 1
要 望 内 容	回 答		
121 「教員評価にもとづく給与査定」は行わないこと。 教育実践功績表彰等，一部の教職員の特別扱いをやめること。	<p>○ 「教員評価に基づく給与査定」については，発揮された能力や業績を認め，処遇上も報われることにより，職務遂行能力の向上と学校組織の活性化につながるものであり，管理職については，京都府と同時期の平成 2 1 年 1 2 月から教員評価を給与に反映しており，一般教職員についても，平成 2 3 年 2 月に試行実施する予定です。</p> <p>○ 教育実践功績表彰等については，これまでから表彰対象職種の拡大を図るなど，一部の教職員を対象としたものではなく，より多くの教職員の意欲と情熱溢れる取組に対して表彰しているものであり，今後とも，「努力をしている教職員が正しく評価される」表彰制度の運用に努めて参ります。</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 2 2
要 望 内 容	回 答		
122 栄養職員は複数校兼務ではなく一校一名の配置を行うこと。保護者、生徒の声を反映させた学校給食の改善を行うこと。学校給食検討委員会は市民に公開すること。	<p>○ 栄養教諭・栄養職員の定数については、国から措置される定数が全校配置できるものとなっていないため、本市では、複数校兼務をすることによって、可能な限り多くの小学校に配置しております。今後とも、引き続き国に定数措置を強く要望して参ります。</p> <p>○ 学校給食については、児童・生徒から集約した感想等を、献立作成の参考としているほか、「学校給食検討委員会」等の会議には保護者代表にも参加していただくなど、今後とも児童・生徒及び保護者の声を踏まえ、よりよい学校給食の実施に努めて参ります。なお、「学校給食検討委員会」での議案や議論内容等については、各家庭にお知らせを配付するなど、内容の周知に努めているところです。</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 2 3
要 望 内 容	回 答		
123 中学校給食の内容を改善すること。	<p>○ 中学校給食については、家庭からの手作り弁当の教育的効果を生かしつつ、弁当を持参できない生徒に栄養バランスに配慮した食事を提供するため、給食か家庭からの弁当持参かを生徒・保護者が自由に選べる選択制を実施しております。</p> <p>○ 献立については、栄養士が各校の食教育主任の意見を取り入れた原案を作成し、校長会が設置する「献立作成部会」で決定しており、食品衛生面や栄養バランスはもちろん、季節に応じた旬の食材を多く取り入れ、おぼんざいなどの京の伝統食や行事にちなんだ献立を実施するなど、昼食指導における「生きた教材」となるよう努めており、保護者の試食会においても、好評をいただいております。</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 2 4
要 望 内 容	回 答		
124 非正規教職員の正式任用をすすめること。教育活動に専念できるよう身分保障と待遇の改善等，格差是正を図ること。講師の長期休業中の任用を継続し，年度末の「一日切り」はやめること。	<p>○ 教職員の身分，待遇などについては，府費の教職員の勤務条件は京都府が定めており，市費の教職員も府並の原則に基づいているため，本市が独自で改善を図ることは困難です。また，授業のない長期休業期間中については，本市の厳しい財政状況の下，最大限の必要人数を確保するためにも，原則として任用は行わないこととしております。なお，非正規教職員の正式任用については，臨時的任用職員の経歴があることのみをもって正式任用を行うことはできません。</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 2 5
要 望 内 容	回 答		
125 専任の図書館司書の全校配置，図書整備費の増額で学校図書館の充実をはかること。	<p>○ 図書館司書については，本市では司書教諭の発令及び教員の司書教諭資格の取得促進に努めており，法律で定められている12学級以上の学校への司書教諭の配置に加え，法律の基準に満たない11学級以下の学校への配置を進めており，現在，9割を超える学校に配置しております。</p> <p>○ 図書整備費については，学校経常運営費に統合し，学校の裁量による執行を可能にしているほか，平成21年度に引き続き，平成22年度にも図書費を追加で配分するなど，国の交付税措置を大きく上回る経費を学校に配分し，蔵書の充実を図っております。</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 2 6
要 望 内 容	回 答		
126 教職員の労働時間把握を継続し、時間外労働の縮減に具体的に取り組むこと。教職員の事務量を軽減すること。健康のため休憩時間を確保すること。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員の労働時間の把握については、教職員の健康管理等を目的として、平成 2 1 年度にタイムカードによる勤務時間管理の試行実施を開始し、平成 2 2 年度には、ＩＣカードを利用したパソコンでのデータ管理が可能な勤務時間管理システムによる試行実施を引き続き行っており、今後、試行実施の結果を踏まえた対策を検討して参ります。 ○ 教職員の事務量の軽減については、校長会等とともに「事務効率化プロジェクトチーム」を設置し、調査文書等の削減や校務の電子化等を推進するとともに、主幹教諭の配置など学校の校務運営体制の改善に取り組んでおります。 ○ 教職員の時間外労働の縮減や休憩時間の確保については、教職員の健康・増進について全校通知を行い、休憩時間の確保や勤務時間の振替制度等の各種制度の積極的な活用、日頃の勤務状況・健康状態の把握、事務の効率化、長期休業期間における年次休暇の取得促進等について指示するとともに、ノー残業デーの設定や会議の精選等の具体的な方法を例示するなど、各校における長時間労働の縮減に努めております。 		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 2 7
要 望 内 容	回 答		
<p>127 教職員の労働安全衛生向上のため、中央安全衛生委員会を設置し、総括衛生管理者の位置づけを明確にすること。総括産業医の職場巡回の回数を増やし、50人以下の学校にも、労働安全衛生委員会を確立すること。障害児教育に携わる教職員に多い職業病対策を強化すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校における労働安全体制については、全ての学校・園に「健康管理医」・「衛生推進者」を設置するとともに、教職員数50人以上の学校には「産業医」・「衛生管理者」・「衛生委員会」を設置し、法で求められている教職員の健康管理体制を整備するとともに、その充実を図ってきたところです。 ○ また、本市独自の措置として設置する「総括産業医」が教職員数50人以上の学校を巡視し、全市的な視野での総合的な指導・助言を実施しており、今後とも、各校・園の実情に則したより有効な労働安全衛生体制の確立を目指して参ります。 ○ 総合支援学校教職員や育成学級担任教員の職業病対策については、対象教職員に腰痛・頸肩腕障害の特別検診を実施し疾病の早期発見に努めるなど、今後とも取組の充実を図って参ります。 		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 2 8
要 望 内 容	回 答		
<p>128 「小中一貫校」導入による「学校統廃合」は、「教育リストラ」「競争主義の激化」を目的としたものであり、中止すること。学校統廃合は、学校・学級の規模・通学圏・障害児など通学困難生徒への影響等について、子どもを含む住民の合意を得ること。</p>	<p>○ 本市の学校統廃合については、市民と行政が共に取り組む「共汗（きょうかん）」の精神に基づき、行政は議論に必要な情報提供等を行い、地域で十分に議論・検討していただく「地元主導」を基本としており、新しい学校の開校に向けた諸課題についても、地域住民・保護者の方々の意向を最大限に尊重しながら取組を進めております。</p> <p>（経過・これまでの取組等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組実績 平成 2 2 年度までに、幼稚園 1 1 園を 3 園に、小・中学校 5 3 校を 1 5 校に統合 ・今後の開校予定 平成 2 3 年度 開晴小・中学校（東山区の白川・新道・六原・清水・東山の 5 小学校と洛東・弥栄の 2 中学校を統合し小中一貫校を新設） 平成 2 4 年度 凌風小・中学校（南区の陶化・東和・山王の 3 小学校を統合し陶化中学校と合わせて小中一貫校を新設） 平成 2 6 年度 東山南部小中一貫校（東山区の一橋・月輪・今熊野の 3 小学校と月輪中学校を統合し小中一貫校を新設） 		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 2 9
要 望 内 容	回 答		
<p>129 厳しい市民生活をふまえ、就学援助制度の所得基準額を引き上げ、援助額の増額を行うこと。特に市独自に制服代の補助を行うこと。申請は区役所でも受け付けること。国に対して準要保護世帯への国庫補助金復活と増額を求めること。部活、PTA会費等、就学援助項目を拡大すること。</p>	<p>○ 依然として厳しい社会経済状況を反映し、増加する対象者に対応するため、本市では平成17年度に国庫補助金が一般財源化された後も予算の増額に努め、平成23年度も10年前に比べ倍増の約13億6千万円の予算を確保するなど、最大限の努力をしており、これ以上の所得基準の引き上げは困難です。</p> <p>○ 標準服に対する補助については、国基準に基づき通学に必要な靴、靴、服等を対象品目として、小・中学校の第1学年児童・生徒には「新入学児童生徒学用品費等」を、その他の学年の児童・生徒には「通学用品費」を支給しており、標準服を対象品目とする補助を別途設ける考えはありません。</p> <p>○ 就学援助制度は、単に経済面だけでなく教育面も考慮した制度であり、担任等が対象児童生徒の家庭訪問等により、家庭状況をきめ細かく把握することが重要であり、今後とも、家庭との連携を密に図るうえからも、学校において申請を受け付けることが必要であると考えております。</p> <p>○ 準要保護世帯への補助金については、引き続き国に対して、必要な財源措置の充実を要望して参ります。</p> <p>○ 援助項目の拡大については、この間、小学生「長期宿泊・自然体験推進事業」や中学生「学習確認プログラム」等を新たに対象に加えるなど制度の充実を図るとともに、所得基準額についても、生活保護基準の下落等に準じた引き下げを行わず、実質的には基準を緩和しており、厳しい財政状況のもと、これ以上の新たな措置は困難です。</p> <p>(平成23年度予算額) ・就学援助費 1,363,997千円</p>		

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 3 0
要 望 内 容	回 答		
130 義務教育の無償原則を教科書以外の分野にも拡大し、保護者負担の軽減を図ること。学校教育で必要な副読本は無償化すること。	<p>○ 我が国では、児童・生徒に直接還元される副読本等の学用品費等については、保護者負担が原則であり、本市でも、これまでから保護者負担をお願いしております。一方で、義務教育無償の理念を踏まえ、教材の使用や校外活動の実施においては、必要性や効果を十分精査するとともに、教材費等の予算措置に努めており、子ども一人あたりの教材費は、10年前と比較してほぼ同水準を維持しております。今後とも、就学援助制度の活用も含めた、保護者負担の軽減に努めて参ります。</p> <p>(平成 2 3 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就学援助費 1, 3 6 3, 9 9 7 千円 		

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 3 1
要 望 内 容	回 答		
131 市立小・中学校に通うすべての児童・生徒の遠距離通学における公共交通機関の保護者負担をなくすこと。当面、通学補助額をさらに拡大すること。	<p>○ 市立小・中学校における通学費補助については、要保護及び準要保護児童生徒には全額補助し、それ以外の児童生徒にも通学距離に応じた一部補助を実施しております。さらに、平成 2 2 年度からは、従来の補助に加え対象者が同一世帯に 2 人以上いる場合、1 箇月の定期代が最も高いもの以外の通学費を全額補助することとしました。今後とも、大変厳しい財政状況の下、現行補助制度を継続し、保護者負担の軽減を図って参ります。</p> <p>(平成 2 3 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遠距離通学補助事業 3 1, 2 0 5 千円 		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 3 2
要 望 内 容	回 答		
132 大規模校を早急に解消すること。	<p>○ 本市では、普通学級が 3 1 学級以上の大規模校は、御所南小学校と神川中学校です。</p> <p>○ 御所南小学校については、小中一貫教育の取組として、小学校 6 年生が京都御池中学校で学ぶとともに、児童数の増加に対応するため、校舎増築を予定しており、平成 2 3 年度に実施設計等を行います。また、神川中学校についても、生徒数の増加に対応するため、平成 2 3 年度に校舎増築工事に着手する予定であるなど、今後とも、子どもたちの教育環境の整備に努めて参ります。</p>		

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 3 3
要 望 内 容	回 答		
133 幼稚園の就園奨励金と教材費補助を増額し、基準の枠を広げること。政令市最高の高すぎる幼稚園入園料を廃止すること。	<p>○ 教材費補助と同時在園加算を含む私立幼稚園就園奨励費補助事業については、これまでから毎年補助額の増額を図ってきており、今後とも、国補助制度を最大限活用しつつ、私立幼稚園振興と保護者負担の軽減に努めて参ります。</p> <p>○ 幼稚園入園料については、ほぼ全ての政令市でも徴収されておりますが、本市では、大変厳しい財政状況の中、平成18年度から徴収しており、市立幼稚園の教育予算を充実させ、幼稚園事業の推進に生かすなど子どもたちに還元するとともに、入園料減免の制度を設け、所得に応じて免除又は減額を行い、保護者負担の軽減に努めております。</p> <p>(平成23年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立幼稚園保護者助成 1, 279, 481千円 		

平成23年度予算要望に対する回答		NO.	134
要 望 内 容	回 答		
134 国公立大学の学費を引き下げ、私立大学の授業料負担を減らすよう、国に求めること。国の奨学金はすべて無利子に戻し、卒業後の年収が300万円以下の場合に返済を猶予する制度を確立するとともに、給付制奨学金を創設するよう国に求めること。市としても独自の奨学金制度を創設すること。	<p>○ 「指定都市教育委員・教育長協議会」から国に対し、奨学事業の充実について要望してきたところ、国においては、学ぶ意欲と能力のある学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、平成23年度予算（案）において、奨学金制度の充実が図られております。</p> <p>○ 卒業後の返還猶予についても、奨学生本人の願い出により奨学金の返還期限の猶予が認められております（経済困難の事由による認定の収入・所得の目安：給与取得者の場合…年間収入金額（税込み）が300万円以下）。</p> <p>○ 「指定都市市長会」から、「国立大学法人運営費交付金」及び「私立大学等経常費補助金」の所要の予算額の確保に向けた要請を行ったところ、平成23年度予算（案）において、国立大学・私立大学の授業料減免等の充実が図られておりますので、本市としては、今後とも、引き続き、国の動向を注視して参ります。</p> <p>○ なお、大変厳しい本市財政状況の下、これ以上の本市独自の学費援助制度の新設は、現在のところ考えておりません。</p> <p>（平成23年度文部科学省予算（案））</p> <p>○大学等奨学金の充実と健全性確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸与人員 118万4千人→127万人2千人（8万8千人増） 7.4%増 <li style="padding-left: 20px;">無利子 9千人増（うち新規5千人増） 2.6%増 <li style="padding-left: 20px;">有利子 7万9千人増 9.5%増 <p>○国立大学・私立大学の授業料減免等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学 <ul style="list-style-type: none"> 学部・修士 約3.4万人 → 約3.6万人（2千人増） 5.9%増 博 士 約0.3万人 → 約0.6万人（3千人増） 100.0%増 ・私立大学 約2.9万人 → 約3.3万人（4千人増） 13.8%増 		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 3 5
要 望 内 容	回 答		
<p>135 公教育の原点に立ち返って、新学習指導要領の押し付けをやめること。教育課程の編成は、保護者と教師集団の自主的な取り組みを尊重すること。学校管理運営規則を撤廃し、学校の自主性と裁量権を保障すること。教職員の教育・研究の自由と自主性を保障すること。学校研究費の予算は公平に配分すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学習指導要領は、全国的に一定の教育水準を保つため、教育課程編成のための大綱的基準として、法令に基づいて国が定めているものであり、市立学校では、学習指導要領の趣旨に基づく教育活動が展開されるよう、校長の権限と責任の下、教育課程を編成しております。 ○ 学校の管理運営に関する規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 33 条の規定に基づき定めているものであり、学校の円滑かつ適正な管理・運営を図るために必要不可欠なものです。 ○ 教職員の教育・研究の自由と自主性の保障については、教職員・学校のニーズや今日的教育課題を的確に踏まえた研修の精選・充実を図るとともに、総合的な教育情報の提供拠点として、優れた指導案など 8 万点を超える指導資料を有する「カリキュラム開発支援センター」を設置するなど、教職員の自主的・創造的な研究・研修活動を奨励するための取組の充実を図っております。 ○ 学校の研究経費については、今後とも、各学校が自校の特色を活かした研究を積極的に行えるよう配分して参ります。 		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 3 6
要 望 内 容	回 答		
136 教育委員会制度を堅持し，その歴史的経過をふまえ一般行政からの独立性を確立すること。市民からの請願・意見を審議すること。	<p>○ 本市では，全国の都道府県及び市町村等と同様に，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 条の規定に基づき，首長から独立した合議制の執行機関として教育委員会を設置しており，今後とも，法の趣旨に基づき教育行政の専門機関としてその制度を継続していく考えです。</p> <p>○ 市民からの請願や意見については，これまでから教育委員会会議や教育委員会協議会において事務局から報告等に基づき，審議・検討されており，今後とも，広く市民の意見等を反映した教育行政の実現を目指して参ります。</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	137
要 望 内 容	回 答		
137 憲法に保障された内心の自由をおかす「日の丸」「君が代」の押しつけ、教職員への「職務命令」による指導の強制は行わないこと。	<p>○ 国旗・国歌の指導については、児童・生徒が、日本人としての自覚と国際社会の一員としての資質を高める上で、重要な役割を果たすものであるため、我が国はもとより、他国の国旗・国歌を尊重する態度の育成を目指し、指導の徹底を図っております。</p> <p>○ 各学校においては、法規としての性質を有する学習指導要領を基準として、校長が教育課程を編成し、これに基づき教員が指導するものであり、国旗・国歌の指導についても、今後とも、学習指導要領に基づき適正な指導を進めて参ります。</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	138
要 望 内 容	回 答		
138 ジュニア日本文化検定を教育課程に組み入れないこと。5・6年生全員受検の方針は撤回すること。	<p>○ ジュニア京都検定については、テキストブックを活用した指導や検定の実施などを各学校に対して奨励しておりますが、教育課程内で実施するかどうかは各学校の判断に委ねております。</p> <p>○ 検定の受検については、子どもたち自身が生活している京都の伝統や文化を体験するきっかけとなるものであり、市立小学校5・6年生は無料で受検できることとしておりますが、受検を強制するものではありません。</p> <p>(平成23年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史都市・京都から学ぶジュニア日本文化検定 14,700千円 		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 3 9
要 望 内 容	回 答		
139 スチューデントシティ・ファイナンスパーク事業は、児童の発達段階を無視したものであり見直すこと。当面全学校の児童・生徒の参加強制、保護者負担をやめること。	<p>○ 本事業については、子どもたちが発達段階に応じて社会の働きや経済の仕組み、社会と自分との関わり、社会に溢れる情報を適切に活用する力や自らの生き方につながる生活設計能力等の育成を目的とした「生き方探究教育（キャリア教育）」を推進するものであり、参加した児童・生徒、教職員、保護者、ボランティアの方から効果的な学習であるとの高い評価を得ております。</p> <p>○ 各学校に対して参加を奨励しておりますが、強制しているものではなく、また、保護者の方にはボランティアとして学習に参加いただくなどの協力を得ておりますが、児童・生徒の交通費は全額公費負担とするなど、保護者負担の軽減を図っております。</p> <p>(平成 2 3 年度 予算額) ・スチューデントシティ・ファイナンスパーク事業 27,456千円</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成18年度 スチューデントシティ・ファイナンスパーク学習の開始 スチューデントシティ実施校： 40校 ファイナンスパーク実施校： 6校 平成19年度 スチューデントシティ実施校：101校 ファイナンスパーク実施校： 25校 平成20年度 スチューデントシティ実施校：177校（全校） ファイナンスパーク実施校： 32校 平成21年度 スチューデントシティ実施校：179校（全校） ファイナンスパーク実施校： 32校 平成22年度 スチューデントシティ実施校：177校（全校） ファイナンスパーク実施校： 46校</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	140
要 望 内 容	回 答		
140 学校教育におけるあらゆる暴力，体罰を一掃すること。	<p>○ 暴力・体罰については，人間の尊厳を否定し，児童・生徒に屈辱感や苦しみを味わわせ，教員との信頼関係を著しく損なう行為であるとの認識のもと，一切認めておりません。今後とも，校長を中心とした学校体制を確立し，校長会や各種研修会を通して，教職員全体の問題として共通理解を図ることにより，人権尊重の教育実践を推進し，体罰や暴力事件が起きない学校づくりに取り組んで参ります。</p>		

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 4 1
要 望 内 容	回 答		
141 事実上の同和教育の延長になっている人権教育はただちに見直すこと。	<p>○ 同和教育に係る特別施策については、「京都市同和問題懇話会」からの意見具申を踏まえ、「平成14年以降、同和地区児童・生徒のみを対象とする特別施策は行わない」方針の下、順次、事業の廃止又は一般施策化を断行し、平成12年度末をもって完了しております。今後とも、同和問題も含め、様々な人権課題について、子どもたちの発達段階に応じた人権教育の取組を進め、「人権文化」の息づく社会の構築を目指して参ります。</p>		